



そう高性能のF100ジェット機が配備されたので、これに伴う騒音その他の問題につき目下調査中であり、なお、提供関係の懸案事項として、計器着陸信号装置及び航空標識灯用地等の追加要求があるが、これらの必要な土地はすべて民有地であり、買収しなければならないのであるが、種々折衝の結果、現在においては、買収価格につき関係者と協議を進めている段階であるとの説明がありました。

次いで、学校騒音防止対策工事、航空機による事故補償、航空機の離着陸による住家の移転問題及び農耕阻害問題、板付基地移転促進協議会の結成と活動状況、米空軍の板付配置に伴う軍の施設等について説明を聴取いたしましたが、調達局としては、板付飛行基地反対の運動趣旨も十分理解しておらず、局全体をあげて、住民の迷惑となることは、直接間接を問わず、これがなかなか困難なものがあるようであり、基地の移転問題は、軍の立場からは、戦略的、経費、時間的の問題から、なまらに困難なものがあるようですが、局全体をあげて、住民の迷惑となることは、完全なる補償を行うことを心がけ、今後ともあらゆる努力を尽したい旨の発言がありました。

なお、米軍による災害事故の補償問題について、地元関係者と調達局との間に意見の食い違いが見られますので、この問題につき、調達局長にただしましたところ、事故補償は、昭和二十九年三月以前はすべて県において取り扱い、講和発効後、調達局へ引き継いだときは、未済事件として六件だけ引き継ぎ、これらはすでに処理済みであり、地元関係者の言う二十八件とい

さつそくこの問題につき調査する旨の発言がありました。

次に、築城飛行場地区についての説明を受けたのであります。調達局の説明によりますと、築城飛行場地区は、飛行場及び福島高射砲陣地からなる総面積約六十八万坪の区域であり、飛行場は、駐留軍の使用度が減少するとともに、航空自衛隊がこれが返還引き継ぎを要望したが、日米双方に、月引き継ぎに開する合意が見られず、今日に及んでおり、現在では、すでに防衛庁は飛行場のほとんどすべてを使用中であり、米軍は、わずかに軍事顧問團を残すのみとなつておるとのことあります。高射砲陣地は、講和効果引続き在日駐留軍各部隊並びに陸上自衛隊関係部隊の射撃演習場として使用されておったところ、たまたま昨年十一月射撃砲弾の暴発事故が発生し、一時演習を中止していたが、調達局としては、現地軍と再三折衝した結果、軍側において砲座の移動、射撃方向の変更などの安全措置を講ずることとなり、他面、從前の補償案件についてはできる限り善處することで、演習再開に關し地元民の了解を得るに至り、今日に及んでおるとの説明がありました。なお、先般板付基地において発生した米軍の発砲事件につきまして、調達局長と福島県警察本部長から説明を受けました。

調達局の説明を聽取した後、私ども一行は、板付飛行基地へ参りました。板付空軍基地司令官オニール大佐の案内で施設内を視察し、終って板付飛行基地問題について、同司令官と懇談いたしました。まず司令官より、米空軍

音の説明があり、さらにジェットの騒音問題については十分なる考慮を払つており、たとえば、離陸の際はできる限り早く旋回して、市の中心部から離れること、演習は必ず海上において行うこと、着陸の際は、できる限りエンジンを吹かさぬようにすること、地上における始動テストは、特別の防音壁内でやること等をパイロットに指示している旨の説明がありました。次いで、「私から若干の質問をいたしました。」  
その第一は、板付が重要飛行基地となるおそれがあると考えるが、今後の飛行基地は、住民の多い場所を離れるのが原則ではないかと思うがいかん。第二に、F-100ジェット機は原爆攻撃機ではないか。第三に、ジェット音は将来ますます大きくなると思うが、完全な解決はアメリカにおいても困難ではないかの質問に対して、第一点は、第二次大戦に経験したことであるが、戦争になれば、基地のあるなしにかかわらず、大都市は爆撃目標になる。第二点は、現在のジェット機は、すべて原爆搭載能力を持っている。第三点については、非常に困難な問題であることは十分承知している旨の答えがありました。

て、大学当局より、飛行機爆音調査記録に基き、騒音の強度・頻度について詳細なる説明を受けるとともに、すでに夕方になり、時間の関係上、実際にジエット機が飛来しませんでしたので、録音再生により、ほぼ現実に近い音を出してもらつてその音を聞き、測定器で測定いたしましたが、密閉した鉄筋コンクリートの中の教室においてすら、その音のいかに大であるか、騒音の被害について認識を新たにいたしました次第であります。このあと、大学当局より、講義中にジエット音の振動がテーブル、椅子、靴の裏から感ぜられ、講義は中断し、実験については、能率がきわめて低下する。さらに墜落事故は、離陸後二、三分の間が最も危険であり、九大はちょうどその脅威にさらされてしまつたときには、若い貴重な生命が一度に大被害を受けるため、安んじて講義を受けられない等の切なる訴えを開いたのであります。

額により、職員の給与が実質的に減額されことのないよう、慎重に配慮されたい旨の所見が述べられました。

第二に、國の出先機関の問題ですが、耕地關係の事業等で、補助金額の決定がおくれ、支障を来たす事例が多いので、改善をはかられたいという點、財務局の融資關係事務で、膨大な資料を要求されることがあるので、必要最小限度にとどめるよう、事務の簡素化をはかられたいという点、労働關係施設の人事で、中央の干渉が強すぎる面があるので、改善をはかられたいという点、業務監査の場合、関係各省別個の監査があつて、県庁においては、その応接にいとまもなく、業務に支障を来たすので、同時にあるいは統合して行われたいという点、以上四点が要望せられました。

日程第三日は、午前中県庁において、福岡市当局及び地元關係者の方々の陳情を受け、懇談いたしたのであります。が、その趣旨の概略を御報告申し上げますと、まず、板付基地移転促進協議会関係者から、協議会は福岡市の官民一体となって超党派的に構成されており、全市をあげて市民運動により、付基地の移転促進をはかることに努めている。不斷の爆音は、教育、衛生、産業にまで重大な悪影響を与えており、ことに一朝有事の際は、まつ先に爆撃を受け、六十万市民の生命財産も、一瞬にして灰じんとなるおそれがあり、のみならず、現実に頻発する事故、軍事基地は、人口密度の少い所に設置すべきである。ジェッ音は、三時間もあれば、もはや人間の住む世界ではありません。

い、会話、ラジオ聴取も不能であり、空を見てうらまにはおれない旨の発言があり、市教育長からは、基地の移転は望ましいが、現実問題として容易なことではない。従つて、次善の策として、とりあえず学校の防音装置に全室の密閉によつて起る空気汚染湿度温度の上昇等の問題があり、これが対策として、教室数を増加して、一教室当たりの生徒数を減少させることができ、その予算措置について尽力されたい旨の発言があり、農耕関係者からは、耕作地は戦後年々減少し、今や日雇等の出稼ぎに出たり、あるいは隣地に田畠を買って出作りしている状態で、生活は困窮し切つてゐる。加えて、事故による危険にさらされて、今日の生命を守るために、残り少い土地を売ろうかとさえ考へるようになる。今回、さらに付帯施設設備のための拡張計画があるが、今度の拡張は、国会においてぜひ阻止されたい。また、子供の通学距離が長くなり、不便と危険が増大し、住民が農協へ行くにも、歩いて一時間を使ひ、燃料採取のため、山へ行くにも三、四倍の労力を要し、農耕時間が遅くなる。これは、ジェット音で馬が狂奔して、すきを折り、馬がけがをするものもありました。

ト機の爆音による被害対策、離着陸域に対する防止対策並びに被害補償及び軍事基地としての飛行場存続によつて、被害をこうむる築城町に対する特別交付金の交付方について陳情を受けました。

次いで、築城飛行場地区内にある米軍高射砲の射撃場を視察した後、行橋市の無人機の落下による危険に加えて、昨年末砲弾の暴発事故があり、ついに懇意自重も限界に達し、最近板付基地関係者にならない、基地対策委員会を構成するに至り、基地撤廃が最良の方法であるとの結論に達すると同時に、現実の問題として、生命・財産の保全並びに正当なる補償を要求したい。敗戦の責を負わねばならぬのは国民全体であるにもかかわらず、何ゆえわれわれのみが、しかも、子孫に至るまでそれをしいらるる理由があるのであらうかと、強い訴えがなされました。また、漁業関係者からは、射撃演習の間断を止め利用して、危険を冒して出漁している状態であり、ことに午前午後にわたる終日演習は、漁船による漁撈時間を持たずにして、漁民の生活を根底からくつがえすものである。また、損失補償金は、申請に対して支払われる額は微少なものであるから、ぜひとも免稅の措置にて、税務署では課稅の対象として徵避する方針であり、不合理きまらないないものであるから、ぜひとも免稅の措置をとられるよう願い旨の要望があつたり、さらには学校関係者からは、春耕下

校の際の不安、教室内におけるジエツト騒音の防止装置の設置等について、強い要望がありました。

日程第四日の午前中は、門司の第七管区海上保安本部に参りました、行政事務運営の現状及び管内における業務実績等につき説明を受けました。詳細につきましては、別添資料に譲らせていただきますと、第七管区における業務上の特殊性について、簡単に御報告いたします。

第七管区におきましては、対馬、壱岐、五島列島、奄美群島などの離島が多く、管轄区域が広大であり、また、朝鮮、中共、中国などと近距離の間にあるため、密入出国及び密貿易、公海での日本漁船に対する韓国その他のからする脅威などの国際的な問題が比較的多いのが特色であります。

第一に、密入出国及び密貿易は、韓国と至近距離にある關係から、非常に多く、昭和三十一年十月までにおける当管区内での検挙件数は、全管区の総検挙件数に対し、前者は六一%、後者は七六・三%を占めております。

第二に、いわゆる李ライオンをめぐり、韓國艦艇による日本漁船の拿捕、銃撃あるいは追跡等の不祥事件がさわぎて多く、昭和三十一年中における韓国による拿捕事件発生状況は、総計拿捕隻數十九隻、拿捕人員二百三十五名となりております。なお、最近の拿捕事件の趨勢として特筆すべき点として、次の四点を指摘しております。第一は、既往の拿捕対象船舶は、主として以西底曳網漁船、あぐり網漁船などの中型漁船であったが、最近においては、対馬周辺の小型漁船までがその対象となつてゐる点、第二は、これら被

拿捕船の拿捕位置は、韓国側の報道では李ライン内、漁船の報告では李ライン外となっており、その当否は判断しがたいが、巡視船の実証その他の諸般の状況より推断して、李ライン外拿捕を敢行されていることが推察される点、第三は、警備艇は被拿捕漁船の釈放を要求する巡視船に対して応答しないばかりでなく、あまつさえ停船命令、追跡、自動小銃による威嚇などの撃に出ることもあり、事態は楽觀を許さない現状にある点、第四に、昨年十二月の第一千鳥丸脱出事件に刺激されて、警備艇の警備力は相当強化された模様であり、現実に、今年一月に入つて、七隻の大群拿捕事件が発生しておることを考えると、今後は一そう嚴重な警戒が必要である等の四点であります。

機産業という観点から、八幡製鉄所を視察いたしました。同製鉄所は、現在防衛厅とは直接の発注関係はございませんが、製鉄所の好意によりまして、所内を視察いたしました。

日程第五日は、大分県庁と大分地方監察局に参りました。まず、大分県庁において、給与改訂に関する人事院勅令に対する所見について説明を受けましたが、俸給表の種類については、行政職、公安職、教育職、医療職、技能職の五種類でよいものと思われるが、行政職の $\frac{1}{2}$ については賛成できない。等級については、現行の十五級の分類は不合理であり、すでに行き詰っているので、新等級制度の採用は賛成である。号俸については、本県の実態とは多少乖離しているので、国家公務員の俸給表をそのまま適用できない個所が多く、本県としては、現員の分布状況と将来の昇進政策とを考慮して定めたいと思っている。通し号俸制の否定については、それなりに意味はあると思われるが、号俸制の繁雜、昇給率の減少率の大きさ、事務上の煩らわしさ等から考えたときは、通し号俸制の方が利便が大きいと考えられる。昇給期間について、一応妥当なものと思われる。ことにこのことによつて、号俸制が簡素化され、号俸の幅をある程度延伸する余地を得たことは適当である。

勤務地手当の廃止については、一応妥当と思われるが、生活給の一部として観念されている現在、これを一挙に廃止することは、職員の士氣に著しい悪影響を与えるおそれがあるので、職員の感情の納得の範囲内で、漸次これを解消していく方法をとるよう考慮する必要がある。最後に、切りかえ措置につ

いっては、本県職員の俸給額は、むしろ国家公務員の給与水準より低下していると思われる。今回の給与改訂に当つては、本県職員についても、当然国家公務員に準じた同様の切りかえを設置をとる必要がある旨の意見が述べられました。なお、大分県における新規与切りかえに要する経費は、市町村を含めて約三億円を要するとのことであり、この財源については、全額国において措置されるよう願いたい旨の要望がありました。

次に、大分地方監察局に参りまして、監察業務運営の状況並びに本年度中に実施した監察の具体的成果などにつき調査いたしましたが、同監察局と、後に視察いたしました宮崎地方監察局における調査の結果は、便宜上別添資料に譲らせていただきますが、両局とも、監察の具体的成果については、かなりの効果をあげているようであり、苦情相談業務についても、それぞれ好評を博しているようであります。なお、福岡管区監察局においても要望せられた問題であります、旅費予算等の不足のため、十分なる監察計画の樹立が困難となり、自然、近接区域あるいは交通便利な地域に偏し、調査対象も固定化する表情であり、旅費予算の増加を切望している旨、及び監察職員の待遇について、行政官と判検事の中間程度のものを考慮されたい旨の要望がありました。なお、このあと、局長のあつせんにより、職員組合より、今般の給与改訂についての陳情を受けました。

日程第六日は、大分より宮崎までの車中の旅行に費しまして、次いで、日程第七日には、午前中官崎県庁において、

給与改訂に関する人事院勧告に対する所見及び新田原基地問題に対する原当局の見解について説明を受けました。まず第一の、人事院勧告についての実施と、これに伴い職務給的性格をすべきものと考えるが、地方公共団体と政府機関とは、職制、機構、職員の構成状況等において若干の開きがあるのを、人事院勧告に基く給与改訂方式をそのまま適用することは、なお相当の検討の余地が残されているものと考えられるので、地方公共団体における給与の基準については、自治府においてこれららの実情を検討した上、技術的な助言と指導が行われることが望ましいと考える。なお、給与改訂に要する財源としては、市町村を入れて約二億円の経費を要することとなり、政府の財源措置が前提要件をなしておるのであって、そのため、地方交付税交付率の引き上げ、国庫補助職員の補助率並びに補助単価の引き上げを強く要すする旨の発言がありました。

第二の新田原基地問題については、防衛省側と当該地区の土地所有者との間で、買収価格の点等で交渉中である旨の発言がありました。この後、給与問題について、宮崎県府職員労働組合、市職員組合及び教職員組合の代表者からそれぞれ陳情を受け入れられることを希望する旨の所見が述べられました。

この後、給与問題について、宮崎県府職員労働組合、市職員組合及び教職員組合の代表者からそれぞれ陳情を受け入れられることを希望する旨の所見が述べられました。

まず第一の、人事院勧告についての実施と、これに伴い職務給的性格をすべきものと考えるが、地方公共団体と政府機関とは、職制、機構、職員の構成状況等において若干の開きがあるのを、人事院勧告に基く給与改訂方式をそのまま適用することは、なお相当の検討の余地が残されているものと考えられるので、地方公共団体における給与の基準については、自治府においてこれららの実情を検討した上、技術的な助言と指導が行われることが望ましいと考える。なお、給与改訂に要する財源としては、市町村を入れて約二億円の経費を要することとなり、政府の財源措置が前提要件をなしておるのであって、そのため、地方交付税交付率の引き上げ、国庫補助職員の補助率並びに補助単価の引き上げを強く要すする旨の発言がありました。

まず第一の、人事院勧告についての実施と、これに伴い職務給的性格をすべきものと考えるが、地方公共団体と政府機関とは、職制、機構、職員の構成状況等において若干の開きがあるのを、人事院勧告に基く給与改訂方式をそのまま適用することは、なお相当の検討の余地が残されているものと考えられるので、地方公共団体における給与の基準については、自治府においてこれららの実情を検討した上、技術的な助言と指導が行われることが望ましいと考える。なお、給与改訂に要する財源としては、市町村を入れて約二億円の経費を要することとなり、政府の財源措置が前提要件をなしておるのであって、そのため、地方交付税交付率の引き上げ、国庫補助職員の補助率並びに補助単価の引き上げを強く要すする旨の発言がありました。

まず第一の、人事院勧告についての実施と、これに伴い職務給的性格をすべきものと考えるが、地方公共団体と政府機関とは、職制、機構、職員の構成状況等において若干の開きがあるのを、人事院勧告に基く給与改訂方式をそのまま適用することは、なお相当の検討の余地が残されているものと考えられるので、地方公共団体における給与の基準については、自治府においてこれららの実情を検討した上、技術的な助言と指導が行われることが望ましいと考える。なお、給与改訂に要する財源としては、市町村を入れて約二億円の経費を要することとなり、政府の財源措置が前提要件をなしておるのであって、そのため、地方交付税交付率の引き上げ、国庫補助職員の補助率並びに補助単価の引き上げを強く要すする旨の発言がありました。

まず第一の、人事院勧告についての実施と、これに伴い職務給的性格をすべきものと考えるが、地方公共団体と政府機関とは、職制、機構、職員の構成状況等において若干の開きがあるのを、人事院勧告に基く給与改訂方式をそのまま適用することは、なお相当の検討の余地が残されているものと考えられるので、地方公共団体における給与の基準については、自治府においてこれららの実情を検討した上、技術的な助言と指導が行われることが望ましいと考える。なお、給与改訂に要する財源としては、市町村を入れて約二億円の経費を要することとなり、政府の財源措置が前提要件をなしておるのであって、そのため、地方交付税交付率の引き上げ、国庫補助職員の補助率並びに補助単価の引き上げを強く要すする旨の発言がありました。



だいま参議院の社労委員会におきまして、食品衛生法がかかっておるのであります。

原子力の平和的利用は、ここ一、二、三

四、五日繰り返しておりまして、大臣がここ四、五日その委員会に出ておりません。そこで、参議院の社労の委員会から、大臣が出席しなければ審議をしませんといつたような強い要望がございましたので、それまでは私がかわって答弁いたしておったのであります。

が、きょうは、そういう意味で、参議院の社労の委員会に大臣は出席をされたわけであります。まことにやむを得ないということで、私がかわって参つたわけでございます。

○寺本廣作君 事情を承わってみます

と、まことにやむを得ぬものがあるようですから、そういう場合もあり得る

ということです。

○委員長(鶴田得治君) ちょっと速記

とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(鶴田得治君) 速記をつけて。

午後二時まで休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(鶴田得治君) 休憩前に引き

続き、委員会を再開いたします。

まず、科学技術庁設置法の一部を改

正する法律案を議題に供します。

宇田國務大臣から、提案理由の説明

を願います。

○国務大臣(宇田耕一君) ただいま議

題となりました科学技術庁設置法の一

部を改正する法律案について、その趣

を願います。

トープについてもその研究と利用と

は、急速な発展を遂げ官民の多数の試

験研究機関、事業所等において広範に

使用され、わが産業面、医療面、その

他において多大の成果が期待されね

る次第であります。

しかしながら、これら原子力の利用

には、一面やもすれば放射線の障害

というマイナス面を伴うので、今後原

子力の開発の進むに従い、嚴重な放射

線管理と放射線の障害防止措置を講

止に關する法律案(仮称)を今国会に提

出することとし、目下これが準備を急

いでおりますが、これとともに、放射

線医学に関する総合的調査研究等を行

うため、科学技術庁の附屬機関とし

て、放射線医学総合研究所を設置する

こととしたのであります。もともとこ

れどもこの

法律案の趣旨でございます。

以上が法務省設置法の一部を改正す

ることといたしました。

○委員長(鶴田得治君) 別に御発言が

なれば、本案については、本日はこ

とをお願いいたします。

以下本法律案の内容について概要を

行うこととしております。

○委員長(鶴田得治君) 仰ぐことといたした

くべきであることをもつて定めることにいたしました。

以上が科学技術庁設置法の一部を改

正する法律案の趣旨でございます。

○委員長(鶴田得治君) 何とぞ慎重御審議の上御賛成あらむ

ことをお願いいたします。

○委員長(鶴田得治君) 別に御発言が

なれば、本案については、本日はこ

とをお願いいたします。

以下本法律案の内容について概要を

行うこととしております。

○委員長(鶴田得治君) 仰ぐことといたした

くべきであることをもつて定めることにいたしました。

以上が法務省設置法の一部を改

正する法律案の趣旨でございます。

以上が法務省

○委員長(龜田得治君) 次に、國の防衛に關する調査のうち、相馬ヶ原演習場事件に關する件を議題に供します。

ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(龜田得治君) 速記をつけて。

まず、當局から、本件に關するその後の経過について御報告を願います。

○國務大臣(中村梅吉君) いわゆる相馬ヶ原事件につきましては、去る二月九日に、前橋地方検察院におきまして、高崎警察署から、被疑者ジラード・S・

ウイリアムスにかかる傷害致死被疑事件として事件の送致を受けました。自來同地檢において、鎌倉關係者の取調べその他証拠の収集に從事して参りました。

過般、本件は、結局被疑者ジラード・S・ウイリアムスが傷害の意思をもつて発砲し、その結果被害者坂井なかさんを死亡するに至らしめたという結論に到達をいたしました。なお同時に、被疑者の本件行為は、行政協定にいう公務執行中の作為または不作為から生ずる罪ではないという認定をするに至つたのであります。

しかししながら、米軍側は、本件は公務執行中の作為または不作為から生じたものとの見解を持っておりましたために、本件は日米合同委員会に提案され、日下その合同委員会にかかる開かれました合同委員会におきまして、この件は、合同委員会の刑事裁判権分科委員会に付議して、ここで討議決定をする、こういうことに相なりました。刑事裁判権分科委員会は、今月の來たる十二日に開こう、こういう予定になつております。ここで、わが方

といたしましては、主張の根拠を十分示しまして、日本側の主張を貰くよういたしたい、かように考えておりまます。

○委員長(龜田得治君) 質疑に入る前に、先般、当委員会委員長及び理事打合せ会の申し合せに基き、各会派有志の委員による現地視察を行いましたので、便宜その報告を聽取いたしましたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(龜田得治君) 御異議ないと認めます。

○伊藤頤道君 内閣委員会の委員長及び理事打合せの結果に基きまして、二月十四日に龜田委員長外大谷、上原、竹下、荒木、伊藤の五委員は、群馬県相馬ヶ原の米軍演習場内において、一月三十日発生した米兵の日本婦人射殺事件を調査するため、現地を視察して参りました。

私どもは、まず、熊谷市にある米軍籠原キャンプへ参りまして、レスター・J・チニース副司令官と会見し、本事件に關する米軍の地元現地部隊の見解を聽取いたしました。

その第二点は、事件発生以来今日まで、だいぶ時日が経過しておるが、何ゆえかように長引くのであるか。公務執行中の事件が公務外の事件かということであつて、現地部隊の立場からは、何も言明できない旨の答弁がありました。

その第三点は、事件の収拾策として、第一に、事件の実情を誇張せず、また隠匿もせずして、公正な結論を出こと。第二には、将来再びかかる不祥事を繰り返すことなきよう対策を考へる必要がありますと思うが、これに対する所見いかんとの質問がなされました。

その第四点は、この事件の収拾策として、第一に、事件の実情を誇張せず、また隠匿もせずして、公正な結論を出こと。第二には、将来再びかかる不祥事を繰り返すことなきよう対策を考へる必要がありますと思うが、これに対する所見いかんとの質問がなされました。

その第五点は、事件発生以来今日まで、だいぶ時日が経過しておるが、何ゆえかのように長引くのであるか。公務執行中の事件が公務外の事件かと

いう点について、日米間に意見の食い違いあるため手間取っているのであるが、一体、事實關係についての現地部隊としての調査は完了したのであるか、続行中であるかという点について、當時の模様や、その後の対策などについて聴取して参りましたので、以下、視察の順序に従いまして、簡単に御報告いたしたいと思います。

私どもは、二月十四日朝自動車で国會を出発いたしまして、まず、米軍籠

原キャンプにおいて、チニース副司令官と会見いたしました。私ども内閣委員とチニース副司令官との間にかわさ

が、これは、今から見ると、誤まりで

あったことがわかるが、かかる軽率な

内容をもつた公式発表がなされたこと

は遺憾であると思う。この公式発表

は、この司令部でなされたのであるか

て発砲したのだと公式発表している

が、これを見ると、誤まりで

あったことがわかるが、かかる軽率な

内容をもつた公式発表がなされたこと

は、この司令部でなされたのであるか

て発砲したのだと公式発表している

が、これは、今から見ると、誤まりで

あったことがわかるが、かかる軽率な

内容をもつた公式発表がなされたこと

は、この司令部でなされたのであるか

明瞭なる点等より、傷害致死と考へるが妥当と思う旨の答弁がありました。その第二点は、去る二月八日、地元の県警察当局で、殺人罪として決定したにもかかわらず、九日正午ごろ、中央の警察庁と打合せの結果、夕刻に傷害致死に変更したものと聞くが、中央から何らかの形で地元警察に圧力がかかけられたのではないかという点が質問されましたのに対し、さような事実はない旨の答弁がありました。

こののち、私どもは、すぐ近くの前橋地検に参りまして、杉本次席検事と会見し、今回の事件についての地検としての結論いかんという点、いつごろ起訴するか、起訴の問題は、裁判管轄権がいかにきめられるかという問題にかかわりなく、並行的に進めるべきではないかという点、罪状決定につき、中央から何らかの圧力がかけられていないのではないかという点、また、殺人罪にきめることについて自信はないのかという点等について質問がなされました。本日、十四日最高検と打合せの結果、大体の最終的結論が出てくるはずである。事実関係は固まっている見通しが大体がついたが、最終的にはもう少し調べる必要がある。いつごろ起訴できるか、まだ言えぬが、上司の指示を受けてやりたい。なお、中央からの圧力がかかるておるという事実はない。捜査途上において見解を發表することは、事態をかえつて紛糾させ、真相の究明に害を与えるから、何も言明できぬ旨の答弁がありました。

杉本次席検事と会見後、私どもは、再び自動車で、事件発生の現場である相馬ヶ原演習場に向いました。射殺現場である物見塚へは、チエース副司令官の案内で、ジープに乗りかえて参りましたが、現場では、チエース副司令官のほか、マーキニ憲兵隊長下平真警搜査課長、地元議員、県庁職員数名、M.P.十名近くの立ち会いのうちに、岡田刑事部長より実況検分の結果について詳細なる説明がなされました。この説明によると、加害者ジラルド特務三等兵の自供と日本側目撃者の証言が、距離、方向などについて大きく食い違つておるとのこととあります。

また、犯行が行われたとき、加害者の二発をねらい撃ちだと証言しているのに対し、加害者米兵は、一発しか撃たなかつたと自供しておるという点、

さらに、犯行が行われたとき、加害者が近づいていた直属小隊長モーホン少尉、ジガント少尉、ホートンベリー一等軍曹の三名は、米側証人として、発射音を聞かなかつたと証言しておるとの説明は、強く私どもの印象に残つた点であります。

私どもは、この現場視察後、引き続

き相馬村中学校において、事件の目撃者である小野闘英治、坂井翠平、坂井君等に会つて、いろいろと当時の模様について聴取いたしました。この三名

の目撃者の説明の中で、私どもの印象に残つた点は、加害者米兵は、薬莢を十個ばかりばらまいて、日本式の手まねきをして、おびきよせるのを目撃し

ています。

次に、内閣委員と久保田村長との間に行われた質疑応答の主な点を申し上げますと、たま拾いに集まる村民の数はどのくらいであるかといふ点、相馬ヶ原演習場は、日米行政協定による正式の指定地域になつておらないが、こ

れは、農民の耕作要求が強く、これと

の調整がつかぬために指定が延びておるのかどうかといふ点、演習場周辺の日米間の平素の感情問題はどうかといふ点、このほか、演習場があるために、特に住民が受けける利益があるかどうかといふ点等について質問がなされましたが、これらの点につきまして、

まず、このほか、演習場があるための証言が、距離、方向などについて大き

いた。この説明によると、加害者ジラ

ルド特務三等兵の自供と日本側目撃者の証言が、距離、方向などについて大き

なことのないようなど、ことだけは  
ぜひ保証してもらいたいということによ  
ることで、いろいろ話話し合いをしておる  
次第でござります。私どもいたしま  
しても、ぜひそのようなことで話し合  
がまとまりますように、いろいろ話  
をあつせんしたり、進めておるような  
次第でございます。

○政府委員(今井久君) ただいままでのところは、県が中心になつておられます。しかし、村營というか、その話は進まないとのことです。進まないとすればどういうところに陸路があるのですか。

から村民にそれを伝えるという経路のよううかがえますが、県庁の仕事なんかは、なかなかどうしたってにぶいものですから、その演習場の近くに、村が二つなら二つ、三つなら三つあるとすれば、その村当局が連合して、代表者にだれかをきめて、軍と、出先機関ですな、村とすぐに連絡できるように、もっと早い経路でお詰せぬと、また問題が起るのじゃないかと思いますけれども、それはいかがですか。

○政府委員(今井久君) ただいま、私お詰申し上げましたのは、演習場の射撃等につきましては、一週間前でございましたか、大体こういうふうな予定で演習をする、射撃をするという通知が参つております。それが県へ参りますものですから、県の方では、ちゃんと責任者から関係町村に知らせる。関係町村から周囲の人に、演習があるとしてありますて、この人が責任者だということがきまつておりまして、その責任者から次第であります。たまといの点につきましては、関係町村が、相馬村と、桃井村と、箕郷町と三つあるところでございますが、おもにそういう村で、早く村と軍との間に話し合ひができるように思ふのですが、結構的にお進みになつていますか。

○八木幸吉君 その村で組織は早急にできないのですから、話し合つてやるということに。もっと簡単に話ができるように思ふのですが、積極的にお進みになつていますか。

○政府委員(今井久君) 村では、たゞを捨て組合を作りまして、そうしてその組合で捨てさせてもらいたいというような意向があるようでござりますが、その組合というものが、本当に統制力ある組合であつて、その組合以外のものは絶対に入らないと、こういうような統制あるものになりますれば、やはり事故の発生ということが非常に心配になるものでござりますからできれば町村とか県とかいうものが責任の地位に立つてもらいたい、こういう話し合いかが進められておるような次第でござります。私いたしましては、ただいま御指摘になりました通りに、なるべく早く組織あるものにして、そうして事故の防止をすると同時に、地元の方へたま捨いを合法的にさしてもらいたいということにつきまして、十分一つ努力いたしたいというふうに考えております。

○八木幸吉君 勉力迅速に一つ、その組織をお進めになるようにお願いしておきます。

○竹下豊次君 今のに関連して、簡単にお尋ねしたいのですが、県が仲に立つて、町村と、それから草との間の話を進めていく、調達厅はどの程度にそれに関与しておられるのですか。もう一度詳しくしておられるのですか。もう一度しろとか、どうした方がいいというようなことはお出しにならないのでしょうか、陰でやっていらっしゃるのでしょうか、表向きに関係してやっていらっしゃるのでしようか。

○政府委員(今井久君) お答えいたします。調達厅当局の、前橋に調達事務所というのがございまして、その前橋の

調達事務所が、相馬ヶ原の演習場につきまして、調達庁の第一線の出先機関になります。従来相馬ヶ原の演習場につきましては、日米の打ち合せをして、そこで、県、関係町村、それから米側から三ヶ尻の司令部から参りまして、そうして打ち合せをいたしております。その席に、やはり私どもの方の調達事務所の責任者も出ておりまして、そうしてそれらの打ち合せに從事するような次第でございます。私どもの所管といたしましては、施設の提供がありました場合の補償等の事務を供、返還、それから米軍による不法行為が八つございますが、この八つの調達局長を招集いたしまして、今後再びそのようなことがないようについて、実は先般も、全国に調達局長におきまして、演習、射撃における状況等も実は轉取いたしましたが、八つございまして、この八つの調達局長を招集いたしまして、そうしておのの所管内におきまして、演習、射撃における状況等も実は轉取いたしまして、今後の事故の発生について、いろいろ協議をいたしたのでございますが、いろいろ聞いてみますと、その事情をまあ十分のみ込みまして、その事情に即したいいろいろな対策を講じていいということが必要であるように実は存じまして、その調達局長に指示をいたしておる次第でございます。今回、相馬ヶ原の問題につきましても、私の方から、地元の調達所長はむろんのことと、本府の東京局の部長を派遣いたしまして、そして県の意向を聞き、地元の要望も聞きまして、一切それらの点についてすみやかに、先ほど御指摘の

○竹下豊次君 先ほど、八木さんからありました。お話をありました通りに、知事も熱心に世話を下さるでしようけれども、ややもすると、ゆっくりになりやしないかという懸念がないでないものであります。私どもなどが国会で会って、お尋ねしたり、御意見を聞いたりして、いても、知事といつても、なかなかまどろこしくしてようがないのであります。どうしてあなたの方方がむしろ素質的に中心になって努力していくしかない、延び延びになってしまふのです。そうむずかしいことでなく、割合に短い期間でなんとか話し合いがつかなければならないとのよろこびであります。ことにこういう事件がはっきり起りましたのでありますから、こういう機会にそれでおきめになることが、仕事がしやすいようになりますが、このことも、特別の御努力を希望しておきます。

○政府委員(今井久君) ただいま御指摘になりました通り、十分すみやかにその組織ができるように、私どもの方としても努力いたしたいと思っております。

○伊藤顯道君 今井長官伺います  
が、先ほどのたまごの問題に連関して、相馬ヶ原では、地元民の要求をいれないので、正式の払い下げに応じていらないわけです。そうすることによつて、地元民の生活もいろいろ気づかわれるのですが、この点について、どうお考えになつておりますか。

○政府委員(今井久君) この点につきましては、二月の十三日でございました。

たか、初めて県関係者が集まりました。そしていろいろ米側とお話しをいたしました。自來数回話し合いが進んでおりますのでございますが、先ほど申し上げました通りに、組織ある強力なものができて、今後事故の発生が再びないようにして、それらの点について、最後の話しえいがでております。まことに遺憾に存じております。すみやかにその点はできるように、実は先日も本席から部長をやりまして、東京調達局の総務部長が参りまして、そして群馬県の当局その他の関係当局といろいろ話し合いまして、すみやかに組織を作るよう、実は強く希望しております次第でございます。今後さらに十分努力するつもりでおります。

○伊藤顯道君 このまま拾いに対する米軍の態度が地区によつてまちまちんですね。報道によりますと、水戸では協約ができるよう聞いておるのです。それから、前に新聞で見ましたが、京都、宇治等では、たま拾いを窃盜罪として警察は扱いたいと、また、扱うようになめておる、そういうようなことも聞き及んでおるわけです。今回相馬ヶ原では、地元民の要望をいれていない、正式な扱い下げはないというふうに、幾つかの地区を拾つてみても、皆まちまちなんです。この点について、どういうふうにお考へですか。

○政府委員(今井久君) 今御指摘になりました通りに、地区によつてまちまちであることは事実のようございます。ただ、たま拾いの問題につきましては、一応落ちましたまでは、米軍でこの所有権を放棄するということがあ

合いが進んで参つておらないところもあるようでござります。そのように、事情がいろいろ違うのでありますから、それは、たま拾いを円滑に組織的にやるためには、すみやかに組織を作るということが必要であるというふうに考え方まして、その趣旨のもとに努力をいたしておるような次第でございます。

○伊藤謹道君 今の水戸の例もありましたし、やはり農民がそういう危険を冒してまでもたま拾いをしなければならない、そういう窮地に追い込んだのはだれかということを考えた場合に、やはり一番安全を考えて、正式に払い下げて、それを演習休止の状態にあるときに、村民の連中からなるところのそういうたま拾いの組合、そういうものを作つて、それに正式に払い下げるのが一番安全だと思うんですね。正式でないと、やはりわれ勝ちに、また危険区域に入るような面も出てくるし、そういう観点から、そういう原因を作つたのはとにかくどこにあるかといふことを考へた場合、正式に払い下げることを考へた場合は、水戸の例もあるし、今回の相馬ヶ原でもできないことはないと思ふんですがね。そういう意味で、一つ正式に、今後再びこういうあやまちを繰り返さないためにも正式に払い下げそれを演習の休止状態のときに村民に、組合に渡してやる、そういうことを徹底させということがあいまして、組織をすみやかに作りましやまちを防ぐやえんだと思うんですが、その点いかがですか。

て、そして軍との話し合いをしていくのですが、そのことが必要になっておるのでござります。ただ、先ほどちょっと申し上げましたが、たまたまというものは、「陸軍に所有権があるのだという建前」で、とってもおりまして、これは、やはり實規則に根拠があるよう聞いておりますが、そういう点がござります。ですから、それらの点について、どういう形で契約を結んだらいいかということは、おのの各地の軍によって多少意見が違うところがあるよう聞いております。おののの規則に応じまして、円滑にそういう点を統制していくべくようにならしたいとうやつて考えておる次第でございます。

○伊藤頸道君 同じく相馬ヶ原の問題に關連して、前からあったことです  
が、相馬ヶ原の演習地域外の民家や民有地に、流れだまがしばしば落ちて  
いるということに基いて、前橋の醜態事務所でも、その現場を調査したこと  
とを前橋の事務所が確認しているのです。こういうようにして、区域外で  
話が別ですが、区域外の民家や民有地に流れだまが落ちる。現にそういうこと  
その事實を確認しておるのです。こういうことにして、区域外でならまな  
務所でも、その現場を調査したところ、その事実を確認しているのです。そこ  
から、これは事實と見て差しつかえないと思うのですが、そういうことで、  
は、いつ農民がたまに見舞われるかわからない、非常に不安だと思います。  
私ども、離れておればさほど感じませぬけれども、現地周辺の農民にとつて  
いう悲劇は次々と繰り返されていくと方策でも講じないと、なかなかこう思  
うのです。今までの事例を見ても、これはやはりあやまちがあつた、間違

いがつた、これを調査して補償する  
と、そういうことを繰り返していくつ  
のでは、なかなかこういう悲劇はや  
ないと思うのです。そういう点につ  
ての具体的なお考えがあつたら、承  
りたいと思います。

○政府委員(今井久君) ただいま御指  
摘になりました、区域外に流れださ  
るということは、これはきわめてせ  
憾なことでございます。これらの事実  
につきましては、よく調査いたしま  
して、これがどういう事情で御指摘のよ  
うなことが起きたかということは、一  
分根本的に調べてみまして、これの方  
策を講じなければならないと思いま  
す。また、そのようなことによりま  
して、付近の方々に損害を生じました事  
柄につきましては、十分調査いたしま  
して、補償もいたさなければならぬ  
というふうに考えております。

○委員長(亀田得治君) ちょっと速記  
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(亀田得治君) 速記を始めて  
下さい。

○伊藤謙道君 今の演習地外の被害の  
問題で、ごく最近ですが、五日の新聞  
によりますと、例の東富士の演習地区  
域から約一里離れた所で、静岡県の  
山村ですか、その附近に爆弾が二個落  
されたということで、ちょうど近くに  
農夫二十人ぐらいがおったけれども、  
あらかじめ危険を察知したので、危  
く難を逃れたというような事態は同じだ  
ような問題なのですね。これはまあ、  
一里も離れておるのだから、飛行場か  
らもまさしく区域外であるということ  
は飛行士も確認できる、そういうふうに  
に目撃者は見ておるわけです。わずか

距離でしたら、あやまちあるときにはあるでしょうが、一里、四キロも離れておる所で、そういうようなことは、とうていこれは過失とは考へられないのですけれども、こういう点は、最近の一つの事例ですけれども、今まででこのような問題はあつたと思うのですけれども、こういう点は、やはり根本的に改めないと、こういう面の悲劇も繰り返されると思うのですけれども、この点についての東富士の問題については、調査済みですか、それともどういうふうになつてゐるのですか。

○政府委員(今井久君) 東富士の、今御指摘になりました駿東郡の須山村という所に、先日爆弾らしきものが落ちた、そのため穴があきました。樹木等に損害を与えたというのは事實でございます。私どもいたしまして、それがどういうことで落ちつたかといふことにつきまして、早速司令部の方に申し入れまして、司令部の方から、現地の方を調べてもらうことにいたしましたのであります。まだ、その結果につきましては、私どもの方へ報告が参りておらない次第でございます。すみやかにその報告を聞きまして、そうしてその点についての十分原因をきわめまして、措置をいたしたいというふうに考えております。

○伊藤頤道君 まあ今のは、一つ、二つの例を申し上げたわけですが、要するに、演習地区域外に爆弾を落すとか、流れだまが飛んでくるとか、そういうなことは、日本側でよほど醜い態度に出ない限りは、繰り返されてしまうのですね。今後は、区域外に爆弾を落すという、そういう大それたところと、この東富士の問題も、場合によれば

ば、二十人、三十人の被害があつたと思いますが、これを大問題です。幸い事故がなかつたから、これで済んだと思ひますけれども、そういうふうに、全国的には、問題にされない問題が相当あると思います。たまたま国議会で問題になり、あるいは報道機関で伝えられて、初めて問題化されるというのでなく、やみからやみへぼうがられておる、泣き寝入りしておるという問題が山積しておると思います。こういう点については、私ども、前にもよく承知したわけあります、ここで、こういうようなことについては、米軍に厳かな申し入れをして、そういう大それた問題を起した場合には、日本側で基地をもう回収してしまう、そのくらいの強い申し入れをしない限りは、向うでも馬耳東風で軽くあしらって、同じあやまちを繰り返しておると、こういうふうに受け取れるのですが、全國的に見ると、たまたま新聞の報道の面を見ただけでも、相當あるわけです。まだそういう新聞の記事に載らないようなのは、ばかり知れないと思います。一つ、そういうような意味合いです。もうそういう問題を起した場合に、従来の徹底的な一つ追及をしていただかないと、あやまちが繰り返されると思うのですが、これは、尋常一様の申し入れぐらいでは、相手が相手で、問題にしないと思います。今までの事例から、こういう点について、一つ断固たる措置をとっていただきたいと思います。その点について、どういうふうにお考えですか。

今回、東富士におきまして、そのような事故の発生があつたということを承知いたしましたので、直ちに總司令部へ行きました、これらについて、厳重な調査を要求いたしておる次第であります。そのような事故がもし発生するようなことがあります場合には御指摘の通り、相当の決心をもちまして、強く善処を要望いたす考えであります。

○竹下豊次君　たまの所有権ですね、これは、地方民や警察官の間に、今、長官のお話があつたように、アメリカ軍にその所有権は依然として残つておるのだと、いうふうに考えないのであります、アメリカ軍はもう放棄しておるのだというふうに考えて、いるのが相當にあるのじゃなかろうか。現に私、今まで、やはりアメリカが放棄しておるのだ、それで実際困つておるということを聞かされまして、そういう想い込んでおったところが、今、そういう御説明がありましたので、やっとわかつた。私自身がそうなんであります。そういうふうに誤解をしておる警察官や地方民が多いと存じます。警察官や地方民の立場とすれば、もう所有権がないとするべく、だれが拾つても拾い得だという気持ちになるし、所有権はまだアメリカに残つておるのだと、これはうっかり取つてしまえど、窃盜罪でやられるのだということをはつきり認識したら、今までのようなむちやなことをしなかつた人も相當に多かつたのじゃないか。皆アメリカにある。検挙されれば窃盜罪が成立するということがわかつてい

○政府委員(今井久君) その点につきましては、落ちましたたまは、アメリカが所有権を放棄しておるのだということ持て、事實上の問題として今日まで来ておるという事が事実だと思います。ただ、今度の場合に、もそぞういふ点についてどうなつておるのかといふことで、実は、私どもの方も、司令部の意向等も聞いてみたのであります。そいだしますと、これを放棄しない限りは放棄しない。放棄していない限りはアメリカのものだ、こういう結論が一応出まして、この間、群馬県の当局の三ヶ尻の司令官に対しても、その点を聞いてみましたところが、やはり所有権は、放棄しない限りはアメリカにあるのだ、こういう立場をとつておるわけでござります。しかし、それは、こと改めて聞きますればそういうことでございますが、要は、やはり安全にたまを捨つておる事が目的でござりますから、向うに所有権を放棄してもらうといいますか、何といいますか、いろいろ言葉の関係はございましょうが、こちらで捨つても差しつかえないのだという話し合いをして、そうしていくのがいいのじやないかというふうに実は考えておる次第でございます。あるいは所によりますと、まあ向うは捨てておくのだから、放棄されたものだという建前で、その地元の人たちがたまを捨ててるというの事が事実じゃないかと思います。こと改めてそれを聞きますると、そこにはどうなりますので、そういうことを先ほど申し上げた次第でござります。

○竹下豊次君 私も、うつかりしておったんですが、だからそういう話を聞いたか、いつであったかということも記憶しないぐらいほんやりしておしましたが、そういう問題が起つたときに、裁判になつたところが、所有権がないという例まであるのだということまで、どつかで聞かされたことがあります。そこは、所有権があるということがはつきりしますれば、窃盜罪をしゃいけないということぐらい、日本国民は皆考へておる。だから、今後の交渉をされる、両方で話し合ひをされる上においても、所有権が向うにはつきり残つておるのだということをはつきりさせた上で、そうして話を進めていかれるということは、私は話を進める上においてもやはり非常に有益だ。それを逆に考えて話をするということになつたら、これは、話はしくくなりりますよ。これはわれわれ、あいう相馬ケ原の事件が起つたのは、日本国民としてまことに遺憾千万だ。日本人をばかにしているという感情も起ります。それはそれとして、窃盜になるということを承知しながら、日本人が取つてしまふといふようなことは、これはまた、許すべからざることです。それはそれで、厳粛に制裁をえなければならぬ。生活権の問題と言つてみたところで、生活権の問題があるから泥棒していくということは言えないわけですから、警察としても、きせんたる態度をとらなければならぬ。その点はあなたの方としても……。それから、アメリカの軍隊でも、地方によつては、そこを誤解しておるとこがあるのじやないか、こう思いますが、その点をもう少しほつきりさせ

○政府委員(今井久君) 先ほどのお話を、まことにごもっともでござります。相馬ヶ原の問題につきましても、県と米軍、関係町村の方々との打ち合わせ会議には、警察の人も出ておるわけでございます。この組織ができまして、そうしてたまを捨うという形が整いますれば、それらの点も自然に解決する。そういう組織がちゃんとときているのに、ほかの者がこっそりやるというようなことは、これは非常に困る問題でございます。自然にそういうようなことも解決するのではないかと思ひます。そういうような会合の際にも、米軍としては、やはり所有権は一応あるのだということを前提として、いろいろ話話し合いをしておるようでございます。ただ、先ほど御指摘のように、そういう点が、従来とかく不明確な点をはつきりする。また、不明確のために、いろいろ問題があつたと想ひます。これらの点につきまして、今後気をつけまして、対処していくたいというふうに考えております。

立のために、刑事裁判権分科委員会で問題になつてゐるというように聞いてゐるのでありますけれども、そのときの発表の動向とだいぶかけ離れてゐるよう思ふのです。この点につきましては、どうなのですか、見通し等については……。

○國務大臣（中村梅吉君） 本日の合同委員会で刑事裁判権分科委員会におられたわけでありますから、例を私、この事件が起きましてからいろいろ聞いてみましたところ、從来も、分科委員会までおろした事案は、たくさんあるそうでございます。しかし、ここで双方がそれぞれの主張をいたし、その主張の裏付けとなるべき論拠を明確にいたしまして、論拠が明確になって、日本側の主張が正しいという大体態勢になりますと、アメリカ側でなお固執して、折り合いがつかなかつたと、いうことは一べんもありませんで、なるほどといふ、日本側の主張すべき主張とその論拠を明示することによつて、だれが聞いても納得のいくといふ線の場合には、必ず向うも譲歩いたしまして、最後の折り合いがついておるようでございますから、本件の場合におきましても、日本側としましては、これは、単なる出先の検察官が一存できめたわけでもありませんし、いろいろ調査をいたしまして、取り調べその他を通じての資料を現地の検事正、次席検事等が中央を持って参りまして、最高検で会議を開いて得た結論でござりますから、もちろんこれは、日本側の主張が是なり、正しいという論拠を十分に裏付できるものと、私は確信をいたしております。従いまして、本日

ましたが、十二日に分科委員会を開かれて、即日は、もちろん意見が対立して、相違している以上は、決定はできないかもしませんが、必ず日本側の主張を通して解決できるだろう、こういう実は以下のところ見通しになつておる次第でござります。

○伊藤頭道君 私どもとして考えておる、アメリカ側の目撃者の証言と、日本側の目撃者の証言を比べた場合、その確実性において、相当闇たりがあるのです。日本の目撃者の証言は、三人が三人みんな同じことを、何回聞いても明確に発表をしておるわけですね。アメリカ側の証言については、あるものは全然たまの音を聞かなかつた。あるいは一発だったというふうに、まちまちであった。そういう点からも、これは十二分に根拠があると思うのですが、こちらに有力な、やはり問題は、故意か過失か、勤務中か勤務外か、こういうような点が重大な問題で、特に、勤務外か勤務中かという点に焦点がしづらされておるのでしつれども、そうしますと、先ほどの報告で、アメリカ側では、故意であったということは認めておるわけですね。そうして、勤務中の故意の事故であったと、そういうふうに解釈してよろしいのですか。

○國務大臣(中村梅吉君) 私も、直接みずから事件の取調べに当つたわけではありませんから、なんですが、察するところ、アメリカ側としては、勤務中のできごとであるから公務である、こう言つておるのだと思います。しかし、勤務中といえども、公務にはおのずから限度がございますから、人を傷つけるような行為は、これは公務であ

日本側の建前であると思ひます。かつてのやはり裁判権の管轄で対立をいたしました事件等を聞きまして、勤務にあらざるものとして、日本側が裁判権を持つて裁判をいたしました例もございます。それから、京都に起きました事件等を聞いてみますと、これが同委員会までかかりまして、アメリカ側は、日本側のその主張をいれて、そろして、日本に裁判権を渡して、日本が裁判権を持つて裁判をいたしたのであります。被告自身が、自分の行為はあくまで公務中の行為である。従つて、日本が裁判権を持つてことは、行政裁判管轄権を定からいっても違法である。こういう抗弁をいたしまして、これが一審、二審、最後、上告まで参りまして、日本の最高裁判所で、その事案は、たとい勤務中といえども、それは勤務中即公務であるという解釈はできないから、やはり日本側に裁判権があるのだ。こういう最高裁判所の最終判決が下つて、確定した事案等もあるようになります。従いまして、本件については、私どもは、最高検察庁が、現地の直接調べに当りました担当官を集めまして、そうして合議をして、協議の上得た結論というものは正しいものであると、かように私も信じておる次第でござります。

そういう観点から、これは故意であります。私ども、調べた調書をみながら読んだわけでもありませんから、そういう具体的な点についてはなんですが、とにかく前橋の地方検察庁が大部分の調査をいたしまして、証人も調査すべ、検証等もいたしまして、そうして得た資料を持ち寄つて、専門家の最高検で、故意の傷害致死である、こういう結論を得たのでありますから、私はもは、その裏づけとなるべき資料は、今までの証拠調べ、証拠の収集、調査によって、明確になつておるものとかのように信じておる次第でござります。

○伊藤頸道君 その点は了承しますが、そこで、前の報告でも申し上げましたように、前に、籠原キャンプで一方的な声明を発表した。それに対して、政府側で強力な抗議を出してもらうことになつておつたのですが、そういう相馬ヶ原事件等を通して、米軍がどのように自処してきたか、そういう具体的な動きは見えませんか。ただ、今まで通りで「ほら」といえば全軍に対して最高司令官の訓示を出すとか、そういうような面は何も出ていないわけですか。どういうふうなもののが具体化しておるか。もしそういう構置が講じられていないとする、日本政府を全然問題にしていないということにも解釈できるわけで、非常に大事な問題だと思いますから、そういう点について承わりたい。

官が声明か談話を発表したというようないに伝えられたのであります。が、国会でももちろん問題になります。わかれわれも非常に重視いたしまして、直ちに、あのときに、法務省としましては、裁判権管轄に関する分科委員会が法務省にありますので、その委員長をして米軍側の委員長を訪問さして、あのように、まだ事態も明瞭ではないじゃないか。おそらく米軍側としても、真相が発明されていない段階で、こちらも調査に着手したばかりの段階で、ああいう一方的の声明をされることは、非常に国民も心配するし、迷惑である。つつしんでもらわなければならないということを申し入れましたところが、よくその趣旨は了承をされたが、しかし、私どものレベルだけの話では、全体に趣旨が徹底することが至難だと思うから、日本の合同委員会の代表者から米軍側の代表者に、なお念のため正式に話をしてもらいたい、こういうことになりました。そこで、外務省の歐米局長が日本側の合同委員会の代表だそうでありますから、直ちにその方に連絡をいたしました。そして日本側の代表から米軍側の代表に、同様のことを申し入れておりますわけで、この点は、よく趣旨が徹底しておると思います。アメリカ側としましては、それは、正式の談話とか声明とかといふものではないので、新聞記者が来て尋ねられたので、そういう見解を発表した。なるほど、それは軽率であるといえは、それは軽率であるが、そういう事態であって、改めて出したるものではない。こういうような弁明等もあつたように聞いております。かようなわけでありますから、そのこと事態は、

これは、全体に徹底すべきものかどうかわかりませんが、とにかく個々のケースとしては、そのような処置を心の当時われわれとしては直らにありましたような次第であります。

○伊藤頭道君 この相馬ヶ原事件に限らず、先ほど重ねて申し上げておりますように、各基地周辺で、そういう不祥事が次々に繰り返されておる。米軍の方で、日本人に対する態度を根本的に改めない限り、これは繰り返されると思うのです。そういう点、きわめて重大な問題であるので、一つこの点について、強力な申し入れをしてほしい。これは、尋常一様の方法では、なかなか徹底しないと思うのです。もう繰り返し、嚴重な態度で臨んでほしい、そういうことを要求したいと思うわけなんです。

○田畠金光君 ただいまの伊藤委員の質問に対しまして、大臣から御答弁になりましたが、特に伊藤委員の念を押された点について、何一つ、日本政府としても、具体的な手段方法を講じていないと判断せざるを得ないのであります。申しますのは、その後の事件の頻発件でありますけれども、米兵になぐり殺された。この記事は見られたと思うのですが、二月二十六日の夜、福岡市で人夫をしておる秋田国広さんという人が米兵二名から顔面をなぐられ、全治十日の傷を負つた、こういう事実を骨骨折で死んでいた。ちょうどまた、同じ夜に、女給の林百合子という女のこん棒のようなものでなぐられ、頭蓋

聞き込んで、警察署で直ちに調べたところ、板付の基地にいる空軍憲兵の協力で調べたところが、そのなぐられれた張本人であったが、だんだん調べてみると、いったところが、そのうちの一人が大秋田国広さんをなぐった。福岡県警では、七日傷害致死容疑で二人の良柄引き渡しを米軍に要求する一方、板付基地副司令官ウェーブスター大佐と、空路誘導中隊長ギャンベル少佐は、六日県庁を訪れ、補償を申し出た。この事件は、本日の朝刊にれっきとして載つておるわけであります。しかも、福岡県の地検は、傷害致死容疑で、本日二人の良柄引き渡しを米軍に要求しておる。

この事件の性格を見ますと、これは、公務中だ、公務外だという問題外であつて、まさにこれは、公務外における夜遊びに乗じた米兵の暴行事件であることは、はつきりしておるわけなんです。

この事件の経過を見ましても、今論議されているこの相馬ヶ原の農婦射殺事件と、そのやり方、その手口、その性格といふものは全く同一なんです。一体、こういう事件を頻発させていて日本政府としては、一連の最近のことの悲しまるべき事件に對して、何の反省もやつていないので、何の具体的な手も打っていないのか、こういう問題になつて参ると思いますが、まず最初に、この事件について、当局の聴取されておる現在の段階における報告の内容について、承わっておきたいと思います。

○田畠金光君 そうです、今言つてゐるの。  
○國務大臣(中村梅吉君) 御指摘の事  
件は、私どもも聞いておりますが、  
今、日本側におきましても、捜査に着手して、調べておるという段階でござ  
います。犯罪の状態については、新聞  
に出ているほどに、具体的には連絡  
きていないようであります。現地の  
検察庁で今取調べ中のおもむきであります。  
○田畠金光君 大臣の御答弁というの  
は、まことに熟意のない御答弁でござ  
ね。日本人人が二人なぐられ、一人は  
頭蓋骨骨折で死亡しておるのである。  
かも、あんたの所管行政の下にある河  
岡地檢は、傷害致死容疑で、二人の凶  
柄引き渡しを求めておる。しかも、こ  
れは、決して日本人同士の暴行事件で  
もなく、しかも、それは、基地の問題  
題、基地にある米兵の問題で、そうち  
て米兵と日本人との間に起きている事  
件なんです。こういう重大な、外交的  
にも、あるいは国際的にも、あるいは  
国内の治安の面からいっても重大な事  
件について、大臣の今のお話というの  
は、さっぱりどうも、その辺の市井の事  
ちまで夜ごとに起きている事件を  
扱つておられるような態度ですが、こ  
ういうような態度では、これは、問題  
の解決は、一歩も前進せぬと思うので  
す。もう少しこの事件の真相、性格を  
ついてどう判断しておるのか、御答  
を願いたいと思います。

○國務大臣(中村梅吉君) 現地の検察  
庁ですでに捜査に着手しておる事件で  
あります。御指摘通り、きわめて  
重大な日米間における性質の事件で  
ございますが、私どもとして、まだ詳

い 紙な報告書を入手いたしておりません。ここに参りました刑事局長は、若干私どもよりは詳しい事情を承知しておると思いますから、私からお答え申し上げますよりは、知つておると思ひます。から、政府委員から事の成り行き、現状を御説明申し上げたいと思います。

○田畠金光君 政府委員に御説明を求められ、井本さんから御報告なさることはけつこうですが、大臣としてですね。私は、こういう重大な所管に属する問題が起きて、こういうような事件の取扱いというものについての大臣の熱意というものがどの程度あるのか、疑わざるを得ない。これは、相馬ヶ原事件とその性格が同じです。この事件は、相馬ヶ原事件がまだおさまらない……先ほどからの質問を聞いておりましたと、ちょっと私調べてみました。が、二月七日に本委員会で相馬ヶ原事件を取り上げて、そうしてこれは、早急に検察官としての結論を出して起訴をやりたい。こういうような話があつたわけなんです。かれこれ一ヶ月後、この点については、私たちは、あの当時の政府関係者の答弁によると、いづれ合同委員会あるいは刑事裁判権分科小委員会に移して結論を得るもの、もう二月いっぱいまで出でてくるだらう、こういう期待を持っておりましたが、たまたま本日、ようやく刑事裁判権分科小委員会に移される。こういうような問題は、時間を放つておくと、結局やみの中に葬むられる、こういう心配をされわれわれは強く持つておったから、衆参両院の内閣委員会あるいは本会議等で、この問題を常に追及しておったわけですが、なお今日、同じような状況にある。こういう態度であるから、こう

いう重大な問題で、先ほどのよう御答弁を承らなければならぬ。新聞の朝の報道で、われわれの知つておる以上のものが大臣からお答えが期待できない。これは私は、熱意の問題であり、気がまえ、態度の問題だとと思う。私は

るものだと思いますから、明確になります。した際に、責任ある事態の明確化を委員会においてはかりたい、かようになります。

こういう大臣の態度では、相馬ヶ原事件あるいは福岡におけるこのような事件というものは、今後とも頻発するだろうと思うのです。日本人がかくのごとく慘殺され、これは、即死ではないようですが、翌日死にしたとなつておりますが、頭蓋骨骨折で、いずれにしても、こういう殘虐な扱いを各地で受けておる。この問題についてはもう少し大臣として真剣に取り組んでもらわなければならぬと、こう思うのです。私はこの点について大臣にはなお質問を継続いたしますが、新聞を見られたのですか、見られなかつたのですか。それから一つ承わりたいと思いま

最高検で最終的な討議をいたしましたが、非常に遺憾に思いますが、日本側の結論はあの当時申し上げましたように、論を出し、そしてアメリカ側に犯罪通告と同時に管轄権の通報をいたしました。その後、アメリカ側ではこの出来事の結論を得るのに非常に手間取つておりまして、ちらからその間何回か非公式に催促をさしておったのですが、もう少し結論を出すまで待つてもらいたいということで延びてきました。ようやく本日の合同委員会ということになりましたわけですが、その結果、分科会に移されますが、分科会が来たる十二日に開かれまして、分科会が来たる十二日に開かれまして、御指摘の通り先月中旬にでも結論を

○國務大臣(中村梅吉君) 私どもは責任ある立場でございますから、新聞社でありましたら現地の検察庁あるいは警察の動き等を見まして情報を収集して、記事に直ちに書くことはできると思いますが、われわれといいたしましては現地に役所の機関がございまして、ことに検察庁がそれぞれの地域にありますまして、その地域の検察庁が責任を持つて捜査段階にあります事件を、正式の報告を入手いたさないで、それはこうでございます、ああでございますということは、実は言いかねるものでござりますから、差し控えておるような次第でございます。いずれ捜査の適当な段階において報告をこちらからも求めますし、当然現地からも報告がく

得べく私どもは期待を十分持つておつたのであります、さようなことで延び延びになつておる。  
それからあわせてお答えを申し上げておきますが、この種の事件というものが各地で起つて参りますことは、これは非常に日米間の国交の上にも、国民感情の上にも、また日本のいろいろ法益を保護する上からいしましても、非常に遺憾至極にたえないところでござります。従いまして、御指摘のありましたように、事件の起きましたつどはもちろんのこと、その他の場合におきましても、日米側の接触をしておる機関におきましては、かようなことのないよう、米軍側で駆留中遺憾な事件の起きないように、最善の手配をす

○田畠金光君 今の大臣の御答弁は、これはどうも言いのがれですね。この事件の起きたのは二月の二十六日の夜です。もう十日もたつておるではあります。しかしも福岡地検は直ちに捜査し、検察権を発動しているでしよう……。少くとも十日間には相当の証拠の収集、その他身柄はもちろんこれは引き渡しを受けておるのかと思うのですが、少くとも中間報告といふことは検察の中においてもあることだし、またそれが当然のことだと思うのです。相馬ヶ原事件についても常にうかと、かように考えておるような次第でございます。

答え申し上げます。  
被疑者はロバート・ウォルシニ等  
兵という者でありますて、先月の二十二日  
に新聞にありますような福岡市での出来事  
町国鉄鹿児島本線踏み切り付近で  
棍棒状のものでなぐられて死亡した事  
件がありまして、その事件についていろいろ  
捜査をいたしました結果、犯人  
がロバート・ウォルシニという者である  
という大体の推定がつきましたので、  
これは日本両国で共同して調べをして  
おつたのでありますて、三月の四日まで  
アメリカ側がロバート・ウォルシニと  
同時に、その共犯の疑いのあるエドワード  
ワード・ライスという二等兵両名を逮捕  
したのでござります。日本側ではすぐ  
その翌日検事が一応両名について取調べ

あるので、相馬ヶ原事件のように、裁判権がどちらにあるかというような問題は全然起きないというように考えております。

○田畠金光君 これは明らかに公務外の私用中の、しかもこれはおそらく夜飲んで歩いていた、そういうさなかにおける事件だと思うのです。従つて、裁判権もこれは当然日本にあるわけで、また身柄も日本において留置して取調べを進める、こういうことなどが、当然とるべき方法だと思うのです。こういう事件が起きた場合、今お聞きしますと、ようやくきょうあたり電話連絡で現地と話をなされたようでありありまするが、おそらく新聞に出たから皆さんはの方でもあわてて、あるいは現地の

中間報告を内閣委員会において行わる。国会についても行われてゐる。この事件はすでに十日を経過しているのですから、今事件の真相が明らかにならぬから、ここで話すわけには参らぬということは、まことにこれが怠慢を隠すためとしかわれわれは見るわけに参らぬ。この点に關しまして、これはまことに今の大臣の態度は遺憾であり、そういうようなことだかなら万事こういうような事件が次から次へと起きてくるわけで、後ほど大臣の考え方についてはさらにお尋ねいたしますが、この事件の真相について、井本刑事局長から現在承知される限りをおいて御報告願いたいと思います。

○政府委員(井本臺吉君) 本日詳細な別途報告が現地の検察署から来るわけがないと思いますが、概略私どもが電話で報告を受けておりました状況をお

べをしております。六日には、かよひのウオルシニにつきまして傷害致死罪でアメリカ側に犯罪の通報をやっております。新聞に身柄の引き渡しを米側の要求してあると書いてございますのは、これは日本側の取調べに応じて、隨時出頭させるということを確約させた趣旨であるということを現地から言って参つております。

なおエドワード・ライス二等兵につきましては、ロバート・ウォルシニ等兵と共に謀してこの秋田という被害者を殴打したという嫌疑はやや薄いので、共犯の事実は現在のところはつきり認められないでござりますが、他の日本人に対する傷害事件があるらしいという見込みがありますので、その点につきましてもなお厳重に取調べを進めているわけでございます。

なお、かような事件につきましては、これはもう当然日本側に裁判権が



はございませんけれども、そう長い期間はからず裁判が済むので、これが何ヵ月も何ヵ月もかかるということは、従来の例に従いまして考え方のいいでございます。大体今まで相当むずかしい事件でも四、五ヵ月のうちに全部、最高裁までいきましても、事件は済んでおるようであります。

○田畠金光君 この事件は、法律的な取扱いとしてもさることながら、もう少し政治的な観点から、政府としてはなぜんたる態度をもってこの事件の処理促進をはかつていただきたいと思うし、従いましてまた私は——本日のところお話を承わっておりますと、事件の詳細な内容等も承知することができぬわけであります。少くともこういう事件については、問題の性質上、国會で取り上げられる以前において、私は十分に関係者においては経緯等について把握しておかれる事を希望するし、そのことがまた、政府がこの種の問題についてほんとうに真剣に熱意を持って取り組んでおるという具体的な一つの基準であろうと思うわけであります。不幸にして先ほどお見受けするところ、大臣も質問されてあわてられて、これではまさに遺憾だと思うのです。先ほど相馬ケ原事件に関連いたしまして、この刑事裁判管轄権分科会に本日ようやく移されて、十二日ですか、初めて分科会が開かれる、こういうような御答弁でありましたが、私たちもお話のように、この種のはつきりとした証拠あるいはその他の資料が収集されている以上は、日本に第一次裁判権がある、このことを相手側も認めるとは思いますけれども、しかし、なお相手方は全面的にそれを認めておる

段階でもなさそうです。そうなって参りますとこの分科委員会における今後の見通しでありますと、この点についてはどういうような判断を持っておられるのか、もし、この分科委員会等で外交折衝というか、外交当局の話し合いで移される、こういうようなことになつてきようと思ひますが、せつかく外務省の方からだれか局長が見えておるようでありますと、この点、外務省としてはどのようにタッチされておるのか、伺いたいと思います。

○政府委員(千葉皓君)　お答え申し上げます。外務省といたしましては、この問題を合同委員会に移しまして、裁判管轄権分科委員会の開催を要求いたしておりましたところ、先ほど御報告ございましたように、本日いよいよそれにかけることに先方の同意が得られました。これはもちろん私どもいたしましては、その分科委員会で解決がつくものと考えております。そういうことはないと存じますが、もしこで話がつかなければ、合同委員会の本会議においてさらに討議をしなければならぬ、そういうことになるわけでございますが、しかし司法当局が中心になつて構成しております裁判管轄権分科委員会で解決がつく、私どもはそういうふうに思つております。

○秋山長造君　ちょっとと関連して。局长に私ちょっとお尋ねしますが、あなたは日米合同委員会の日本側の委員なんですね。

○政府委員(千葉皓君)　そうでござい

ます。

○秋山長造君　この問題は、合同委員

会の本会議といいますか合同委員会で話し合いをしたけれども、なかなか込み入って話し合いがつかないから、分科委員会におろして、その結果を待つて、あらためて本委員会でやるという順序になるのですか。それともこれは問題が刑事案件だから、その方の専門家で構成した分科委員会へ初めてしまって、その結果を見るという順序になるのですか。

○政府委員(千葉皓君)お答え申し上げます。この事案は、刑事裁判管轄権にかかる非常に技術的な問題が含まれております。初めからこれは分科委員会で討議することが適当と考えまして、そういうふうにいたして参ります。

○秋山長造君 先ほど法務大臣のお話では、従来この分科委員会で解決した先例がたくさんあるというお話があつたのですが、こういう事件は今おっしゃるようなやり方で、最初からもうあなた方がタッチされないので、すぐ分科委員会へおろしてしまう、こういうやり方をしてられたのですか。

○政府委員(千葉皓君) 合同委員会にわかります案件は、本会議にかかりますものも、それから分科委員会にかかりますものも、全部一応合同委員会そのものの議題として、全部合同委員会、本会議にかかるわけであります。しかし問題によりまして、合同委員会の本会議において、討議を経ておろすものと、しからずして直ちに分科会におろされるものと、二通りになるわけあります。

○秋山長造君 ではこの事件は、最初合同委員会の方でこの事件を受け取ったのはいつであって、そうして今日分

科委員会に付託されるまでの合同委員会としての取扱いということがどういうことになつておるか、その点を一つ具体的かつ詳細に知らせていただきたい。

○政府委員(千葉皓君) ちょっとと正確に記憶いたしませんですが、たしか二月の十八日に合同委員会を通じまして、この問題についてはわが方に裁判管轄権があると思われるから、それについて米軍側との話し合いをしたいという申し出をいたしたわけでござります。その話し合いの場所といったしましては、裁判管轄権分科委員会が適当であるということもその当時申し出たわけでございます。これはあるいは二、三日前後しておるかもしませんが、その二月十八日ごろに申し出ましたに對しまして、今日御報告がございましたような返事があつたわけでござります。

○秋山長造君 そうすると、合同委員会ですでに二月十八日に取り上げられたのだから、そのときまでには少くとも日本の政府側としての態度、方針というものは、はつきりきまつておったわけだらうと思うのですがね。そうしてそれを合同委員会に二月の十八日に持ち込んで、そしてこれを分科委員会でやろうということを向うへ提案し、た、そうしてそれに對する返事が今まで十何日間かかった、こういうことがあります。

○政府委員(千葉皓君) その通りでござります。

○秋山長造君 その点が先ほど田畠君も繰り返し質問されていましたが、私どもやはりきわめて遺憾な感じを受けるのですね。大体もう事実そのものですか。

はこれはアメリカ側が見ても日本側が見ても、だれが見てもはつきりしておることだ。執行中の行為であるかどうかといううなことなんですねけれども、しかしこれにしてもの事件そのものが事実問題題としてははつきりしておることだし、それからどうせ從来分科委員会でさきいな問題まで扱ってやっておるということだったら、先方としても当然十八日にこちらが提案すれば、もう一つ返事で、じゃそれでやろう、こう感じてこなければ私はうそだと思うのですね。いわんや、新聞であれだけ大きく騒がれて日本の国論を沸騰させた事件なんですから。これはどういう事情なんですか、今日まで延び延びになつてやつときょうになつてそれに応じてきたというのには。

はあります。

○秋山長造君 はつきりしているのですね。で、そのはつきりしているということは、これはジラードというアメリカ兵が空砲に薬莢を詰めて故意に坂井ながさんに対し発砲した、その結果死に至らしめた、傷害致死だ、この事実がまずははつきりしているということです。それからさらに第二として、この問題はこれは公務執行中の行為とは認めがたい、従つて裁判の管轄権は日本側にある、この二点を含んでいますと思う、両点ともはつきり明確になっているのか、政府の態度ですね。

○政府委員(千葉皓君) 私がただいま政府の態度がはつきりしていると申しましたのは、この事案についての裁判管轄権は日本側にあるのが至当である、そのことにつきましてわが方の態度がはつきりしているということを申しました。私の立場におきましては、その事件にかかる事實についてどうであるということは申し上げられません。

○秋山長造君 今的第一点の方は法務大臣から御答弁をいただきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) この点は日本で結論を得て、犯罪通報いたしますまでに、先刻も申し上げましたように、現地の捜査に当りました検察官の関係官と最高檢の関係官とが合意をいたしまして、その決定をして、その結論を得て犯罪通報をいたしているのです。ありますから、これは日本側としては動かすことのできない結論であるし少くとも検察官陣としては動かし得ない結論である、かように考えます。

○秋山長造君 ただいまの大臣と局長の御答弁で、日本の政府側の態度、見解はきわめて明確だということはわから

ります。

そこで、ついでに法務大臣にお尋ねしたいと思うのですが、先ほどお尋ねの御答弁がありましたように、勤務時間中のたとえ行為であっても、その行為自体は公務と認めがたい、これは公務執行中の行為とは言えない、これは日本国内法では、これは判例においてもはつきり確定された原則なんだというお話をあつた、これはその通りだと思います。で、おそらくこれはアメリカの国内法においてもやはり同じようなんじゃないかと私は思うのですが、その点はいかがでしょうか。公務であるかないかという解釈は、アメリカの国内法においてどういうふうに扱われているかということは御存じですか。

○政府委員(井本臺吉君) 公務執行中に対する見解でございますが、法律的な見解はございまするが、大体そうアメリカ側と日本側と違うわけじやございませんが、しかし微細な点につきましていろいろ説がありまして、日本側でも、たとえば公務執行中の時間中の行為は全部公務執行中の行為であるといふ見解もあるや聞いておりますが、アメリカがどのような態度をとっているか、現在のところはまだはつきりわかつておりません。

○八木幸吉君 今のお話ですけれども、そういうたよなアメリカの判例のようないものを当然この際お調べになる必要があると思います、お調べになつて至急ここに提出してもらいたいと思いますが、調べればこれはわかると思いますが。

○政府委員(井本臺吉君) 自動車で人を傷害したというような事案につきま

して、たとえばある車で官舎から役所

して、たとえばある車で官舎から駆逐所に出勤の途中であるというような場合には、その行為は公務中のものであるというようなことをアメリカでは主張しているわけでござります。日本側では従来は公務執行妨害などはごくせまく解釈いたしまして、現に公務を行なつてゐる者についての妨害行為が、刑法の公務執行妨害となるわけでございますが、かような点につきまして、少し前に、アメリカ側の軍人が出勤の途上で日本人を自動車で傷害した事件があります。そして、その事件につきましては、日本側でも公務執行中の行為であるか、あるいはせまく解釈して公務執行中とは認められないということになるかということでおで、だいぶ討議したのでござりますが、この点につきましては、日本側でも災害の補償などをやる場合には、たとえば出勤の途上でけがをしたとか、あるいは死亡したというような者につきまして、ある程度公務執行中もしくはそれに準じて扱うというようなどとにかんがみまして、いろいろ検討いたしまして、結果、さようなものはアメリカ側の主張も、いろいろ検討いたしまして、彼所に出勤する途上の行為につきましては、公務執行中というふうに認定したことがござります。さようなものにつきましても、アメリカ側の判例はあります。本件のような、演習中に薬莢を鉄砲に詰めまして付近におられた者に傷害を与えたというようなものに対しての判例は、ただいま調べましたところでは、まだ見当らないのですがございます。この前にもたしか申し上げたと存じますが、これがわれわれが認定したような傷害致死罪であるとい

うようなことになりますれば、どう

も公務執行中の過程における行為とは、考えられませんので、私どもは、これは公務執行中にあらずという結論を出しておるでござりますが、アメリカ側がどういうことを書いて参るか、まだわかつておりませんので、この十二日に開かれます刑事裁判権分科委員会の席で、先方の言い分もはつきりするというよう考えております。

○八木幸吉君 先ほど法務大臣が、勤務中についた行為でも、それが公務以外の行為であるならば、公務執行中の行為と認めない、こういう最高裁判所の大審院の判決例があつたといふことでなしに、アメリカの国内法として、主として、まず第一に、軍隊による公務執行中の行為が公務以外の行為で、何か民間に対して損害を与えた場合に、それを公務執行中心として勤務中に行なった行為が公務以外の行為で、何か民間に対して損害を与えた場合に、それを公務執行中の行為と見るか見ないかという、ちょうど先ほどお話を判例と同じようなものが、アメリカの大審院と申しますか、判決例的なものがあるかどうか。第二は、軍隊でなくて民間の同じような場合でも、あるかないかということをお調べにならなければならぬのじゃがないか。それをお調べおけば、日本米交渉の場合に、その判例がこちらの一〇〇体の国内法的な判決をお調べになるだけの用意が必要ではないかということとおななら、お調べを願いたいということを

伺つてゐるわけあります

○國務大臣(中村梅吉君) 伺つておるわけであります  
事務当局のような知識はござ  
るということになりますと  
は行政關係でもそうであり  
法關係におきましても、州  
れぞれ異なつた法律解釈を  
例を下したりしております  
ういうもののこちら側が調  
て、それをたてにして、こ  
争するということになりませ  
えつて論争の幅が広くなつ  
じやないのじゃないか。日  
た事件についての管轄権に當  
ては、行政協定に明確な文  
ありますから、その行政協  
議を下し、その解釈に當  
どうか、公務としての作為  
か、こういうことの判断で  
本側のやはり十分の論據と  
づける資料とをもつて主  
たのは主張する。この方がど  
いのではないか、かようによ  
次第でござります。

○八木幸吉君 お調べにな  
るものがあれば使つし、あま  
たもののがなければだまつて  
ことで、調べるだけの手数  
当然ではないかと思ひます  
○政府委員(井本嘉吉君) でのところ、私どもも刑事  
のものがないかということ  
ろ調べておるのでございま  
でのところは適当な判例が  
のであります。しかし、こ  
お努力いたしまして、われ  
な判例を調べてみたいと用

これは、私は、  
ざいませ  
ますし、司  
によってそ  
したり、判  
調べを論  
の問題を論  
すと、か  
て、適当  
本のこうし  
争いについ  
句が書いて  
定の正しい  
てはまるか  
か不作為  
、日本は日  
、それを裏  
張すべきも  
うもよろし  
考えておる  
が……。  
ただいまま  
事件に同種  
で、いろい  
り気のきい  
いるだけの  
はするのが  
われに有利  
心つており

○秋山長造君 どうも私もアメリカの国内法のことはよく知りませんけれども、しかし聞くところによると、やはり公務というものの解釈は非常に狭いのじゃないですか、アメリカの国内法では。ところがこの行政協定の場合にうたわれている公務ということとは、やはりアメリカと日本という御承知のような関係で、非常に広く解釈して押しつけてきている。これは断言してもいいと思うのです。だからこういう点について、われわれは何も反米感情をあおるものではありませんけれども、これは反米とか親米とかいうこととは別のことです。純法律的なことですから、だから日本の政府当局はもう少し腰を据えて、たまには一つ国民のりゆういんを下げるようなときばさみした処理をやってもらいたいと思うのです。これはきわめて公務という範囲を拡げて押しつけてきていると思うのですよ。現にいつだつたか舞鶴で、M.P.がペトロール中に、日本の婦人を強姦未遂でつかまつたことがあるでしょ。あれなんかだつて、ペトロール中の行為だから公務だと言つて最後まで吹つかけてきたでしょう。それとこれが同じだとは、私は言いませんけれども、これはやはりアメリカ対日本という関係になると、何と言つても向うは国内法における公務というものよりはるかに広げて、何でもかでも公務のワクに入れて押しつけようという態度が見える。これはほんはだ遺憾です。だからいやしくもそういうことをうやむやのうちに多少でもこちらが譲歩し

て、ほかの法律的な立場以外の政治的  
その他の考慮に押されて、そういう法  
の筋というものをいささかも曲げられ  
るようなどとのないように、事態を  
はつきりしていただきたい、責任の所  
在をはつきりしていただきたい、こう  
いうことを重ねて当局にお願いしてお  
きます。法務大臣のその点につきまし  
ての御見解をもう一度、しつこいよう  
ですけれども、お尋ねしておきたい。  
○國務大臣(中村梅吉君) お説の通り  
われわれとしてはあくまで行政協定に  
明記してございますその文理並びに精  
神解釈、この成文の解釈を正しくとり  
まして、この主張で一貫をいたした  
い、かよううに考えております。ただ、  
先ほど刑事局長が申し上げました交通  
事犯等は、賠償との関係等がございま  
して、結局出勤するときの事故を、公  
務中の事故ということに、両方でいろ  
いろ分科委員会で協議した結果、なつ  
ております。帰りに途中で一ぱい飲ん  
で帰るというのは、たとえ宿舎へ帰る  
途上でありましても、これは公務では  
ない、その区分けをいたしまして、分  
科委員会でかつてそういうような基本  
的な話し合ひをつけてあるそうでござ  
います。本件につきましては、御指摘  
のように非常に重大な事件でもあります  
し、われわれとしましては、わが方の  
是なりと信じる現在の主張を貫くこと  
に最善を尽したいと思います。

によつて律するといふことがあるかも  
されません。おそらく軍人の身分にて  
よつて、陸軍の軍人は陸軍刑法によつて  
やるといふことになるのでは  
ないかと想像してゐるわけです。  
そこで、問題になりますことは、アメ  
リカでは、アメリカの公務員が民衆に  
危害を加え、損害を与えたら、国家は  
これを賠償するというような制度があ  
るかどうか。これもついでにお調べが  
いたいと思います。これは先ほどの公  
務によるのと、公務によらないのと、裁  
判権の管轄があるのかないのか、これ  
はなかなかうかと思いますが、こうい  
点をお調べいただきますと、お調べが  
早くなるのじやないかと思いますが、  
その点お願ひしておきたい。

○政府委員(今井久君) お答え申します。日米行政協定の第二条によると、施設とか基地、これは一体現在いくつあるわけですか。特に協定に記載なく施設、基地ですね。これの数はいくらくらいあるのか。

○田畠金光君 相馬ヶ原の演習地は、いわゆる第二条に基いて協定された演習地ではなくして、これは岡崎・ラスク会談に基く、一応占領中から引き続き使用するのだ、そういう内容の演習地であると、こう聞いておるわけであります。このような演習地というのは、一体どれくらいあるのか。いわゆる正規に協定された施設といふものと、今言われるような、そういう施設といふものの法的な性格の相違というか、これについて御説明願いたいと思います。

○政府委員(今井久君) お答え申し上げます。今御指摘になりました岡崎・ラスク協定によりまして、占領中より引き続き今日まで使用されております施設は二十三でございます。これは施設の性格といたしましては、第二条によりますのと何ら変わったところはないのではないかと思います。

○田畠金光君 井本さんにお尋ねいたしましたが、相馬ヶ原の演習地はいわゆる岡崎・ラスク会談に基くものであります。従ってこの地区に刑事特別法の第二条の施設侵入といふこの条文を適用するということは妥当でない。こういうような解釈をとられておるということをわれわれは聞いておるわけなんですね。この解釈は、われわれいたしましてもこの関係条文を見ますと非常に

デリケートな解釈を生むと思いますが、しかしさうは日本側の立場としては、少くともそのような考え方の方でいくつも私は適切なあるいは妥当な態度であり、解釈ではなかろうかと、こう思うのです。この解釈について、アメリカ側はこれを認めたのかどうか。この点どうですか。

○委員長（鶴田得治君） ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（鶴田得治君） 速記を起して。

○政府委員（井本臺吉君） 相馬ヶ原演習場が行政協定二条一項の施設、区域であるという一般論につきましては、私ども別に争わないのでござります。

ただ、行政協定二条一項のこの施設、区域と一應認めて、諸般の、たとえば政府が損料を払うとかいうようなことについての問題につきましては、私何ら異論はないのですが、昭和二十七年の外務省告示の第三十二号などを見ましても、行政協定二条一項の施設、区域として次に掲げるのはそういうものであるといううちに明らかに保留と書いてあるものは除くというような記載がございます。それらの点から見ますと、果して二案一項の施設、区域ということができるかどうか、多少の疑問があるのですのであります。この問題の昭和二十七年外務省告示第三十三号の見方によりましては、さような保留のものを含めて行政協定二条一項の施設、区域だと言えないこともないのですが、ございますがわれわれいたしましては、刑事法規を破るのですござります

ければいかぬという観点で、刑事特別法の二条の立ち入り禁止の規定を適用して処罰するのは穢當ではない。これでは積極的適用は慎むべきであろうと結論に達しまして、もし処罰するならば、軽犯罪法か何かでやるべきだと思ふ。という考え方を持つておることは、先般申し上げたようなわけでございます。

○田畠金光君 その点は私たちも新聞で見まして、井本さんの解釈というものは私たち非常にまあほめるようだが、りっぱだとこう思うのです。そういうような解釈で私はやるべきだと思うのです。そこで、その解釈についてアメリカ側は、とにかく、まださきに所有権の問題が出ておりましたが、この薬莢や廢弾はアメリカの所有だ、こういうようなことになつてきますと、また同様にこの刑事特別法の適用があるのだという解釈等もアメリカとしては主張してくることも心配されるわけですが、今までの話し合いの中で、刑事特別法を適用するとかしないとか、こういうような問題等は、両者の話し合いにのらなかつたかどうか。この点は井本さんの解釈のような態度で向うも臨んでおるのかどうか。この点をお聞きしたいのです。

○政府委員(井本嘉吉君) 少くとも私どもに關する限り、相馬ヶ原の演習場につきまして、刑事特別法二条を適用すべしというようなことを言って參ったことはございません。アメリカ側といだしましては、ほかの演習地と同じように、自分たちが演習に使えばそれで十分満足ではないかというふうに思つておるのでございます。それに、かような演習地で、しかも立ち入りを

ワード・ダブリュ・ライスという者で、年は二十才になります。この両名が飲酒の上で昭和三十二年二月二十六日の午後十一時三十分ごろに福岡市の馬場新町、花月というバーでささいなことから横概いたしまして、このロバート・エイ・ウォルシーという者が、女給の林百合子当二十四年の顔を手拳で殴打いたしまして、同人に治療十日を要する顔面挫創を負わしめた後、さらに同日午後十一時五十五分ごろに同市上社堂姫野理髪店前路上におきまして、折から通行中の福岡市人夫秋田国広当六十一年の姿を認めるや、被疑者ロバート・エイ・ウォルシーにおきまして、やにわに同人の顔面を手拳で一回殴打して路上に転倒せしめ、後頭部を強打し、翌二十七日午後十一時二十分ごろに同市の中斎藤外科病院で頭蓋骨骨折等の傷害によつて死亡するに至らしめたものであるというのが容疑事実でござります。

ウオルシュの方で白羽の矢を立て、大体犯罪事実がわかつたわけでござります。この事実のほかに、さらに外出いたしました二月二十六日の午前零時三十分ごろに、板付飛行場付近でこのエドワード・ダブリュ・ライスという者が、日本人をなぐったということを自白しておりますので、この被害者を調べ中であります。まだ現在まで被害者の方がわかつてない模様であります。なお、このライスの方は傷害致死事件の方には直接の関係は現在のことろはない見込みのようであります。身柄の処置につきましては、米軍側で逮捕いたしましたが、検察庁において取調べの際は何どきでも出頭させるという権利のもとに、三月二日には一応検事が被疑者兩名の取調べをいたしましたが、先ほど申し上げたような事を自白しておるわけでございます。

なお詳細につきましては、後から調べの結果を報告するという建前にっておりますが、犯罪の事実、並びに検挙の事情はさようなことになっております。

○田畠金光君 報告を承われば承わるほど、この問題は非常に悪質、凶悪な犯罪事件のように見受けられるわけです。私はこの問題についてさらに質問を継続したい、こう思うけれども、時間でありまするから、さらに詳細の報告を待つて、適当な時期に質問いたしますが、特に私はこの問題、この事件の處理に対して、当局がどのように適時適応の処置をとられたか、これも強くこの次の機会に御報告をお願いすることにしたいと思います。またさらに、私は質問を継続しようとしましたが、合議委員会に、あるいは刑事裁判権の分

科委員会等に外務省の代表も入っておられわけなので、私はこの種の事件は單に刑事犯罪事件としてではなくして、より高位の政治外交の問題として適時適応の対策が当然とされるべきだ、こう考へてお聞きたいと思います。

○委員長(龜田得治君)　じゃちょっと前に一点だけ相馬ヶ原の問題についてお聞きしておきたいと思います。

それは、先ほどたまたま拾いの質疑がありましたが、例の地元の農耕地の問題ですね。地元では実際に演習場に使われておらない所がある。しかし地元では非常に土地がほしい、少くともこれは正規の指定かしてない、そういうわけですから、私は最少限これは一つ農耕地を地元に返すように、何かそういう措置をとる方がいいのじゃないかと、いう感じを、現場を見て、実は持つておるのであります。その点についての検討をされておられるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○政府委員(松木豊馬君)　お答えをいたします。ただいまのお話の相馬ヶ原の演習場の農耕地の一部分は、大体私の方の調べでは、十五町歩ばかり農耕可能区域があると思っておりますが、そのうちの演習に差しつかえない部分を返せということは、前から米側と交渉して参つておりますけれども、米側の砲座の位置が非常に工合が悪くなるということがございまして、非常に話のらちがあかんということで、あとと申しわけないと思うのですが、この問題は今後もそこを返還してもらおう





岡の定期航路により目的を遂ぐるものがそのほとんどであつたが、現地機関の取締強化に伴い九州北西岸沿岸又は山口県西北岸に直行するものが漸次多くなつてゐる。

そこで、同方面海域取締に重点をおき、集団密航を相ついで検挙したのであるが、彼等は早くも当局の警備態勢を察知してか、最近は新たな傾向として從来発生したことのない九州南西方面沿岸に遠く迂回上陸する等絶えず取締の盲点を衝く拳に出ている。

入国の方方法もいわゆる李ライン付近又は壱岐その他離れ小島の島影で時間待ちをして、夜間、未明時とくに休祭日等警備の空隙をねらつて上陸する等きわめて巧妙化しているのはか、韓国貿易船利用の偽造船員手帳による船員偽装の密入方法が近時とみに多くなりつつある。これらの中密入に使用される船は阪神地区および同地帶に散在する組織的常習プローカーのあつ旋手引によつて運航され、かつ上陸地付近の地形、交通に精通した常習船と目され、事前に來航情報を入手することが極めて困難で、おおむね密航者を揚陸後そのほとんどが直ちに逃走し

1

- て検挙を免れている現状があり、当本部としては船艇の有効適切な運用を図るう不<sup>レ</sup>断的努力と工夫をする一方、沿岸住民ならびに埠<sup>レ</sup>漁船に対し警備機關の海陸<sup>レ</sup>を問わず、早期に届出方を呼びかけているところであるが、いかにせん広大なる警備水域に対する船艇の絶対数の不足等からなかなか思うような成果を挙げ得るまでには至つていらない現状である。

(四)

- て検挙を免れている現状があり、当本部としては船艇の有効適切な運用を図るう不<sup>レ</sup>断的努力と工夫をする一方、沿岸住民ならびに埠<sup>レ</sup>漁船に対し警備機關の海陸<sup>レ</sup>を問わず、早期に届出方を呼びかけているところであるが、いかにせん広大なる警備水域に対する船艇の絶対数の不足等からなかなか思うような成果を挙げ得るまでには至つていらない現状である。

三

- 奇港地のプローカーが、阪神方面より直接船を積込むもので、門司、福岡県一帯の九州及び唐津、伊万里、長崎県北松浦郡沿岸まで陸上輸送して、機械をみて船に積込むのである。馬まで普通の商品とく装つて輸送して、散格納し、その後何とも移動し監視の隙を多くする。最近はこの方法が最も多く、船舶体の構造を密輸向に改造して敢行するものである。

油タンクを二重にして、その外輪に油を充填し内輪は密輸物資を詰込む。

思想的媒介の要因として最も重要なのは、人間が日韓貿易船の運営を要する。

- 易の途が拓けているので、従来密貿易犯はあまりなかつたが、奄美大島が日本に復帰した後は沖縄群島のスクランブル、非鉄金属類との交換を目的とする建築用材、雑貨類の密輸出が漸次増加の傾向にある。

その他小型船による酒類、米穀、肥料、日用雑貨類の密輸、返り苟にチニウツインガム、米軍製品、草、コーヒー、紅茶類を持ちこまれている。

C、対中共関係

香港から時計、麻薬類を密輸入、税関に検挙された事例があるが、いざれも外国船の乗組員にによるもので、当戦として対韓貿易船船員の時計輸入を検挙したが、麻薬類については情報の域を離せず未だ検挙事例はない。

漁業関係法令違反について

漁業違反の実態が最近とみに悪質化してきたと思われるが、その主な原因は漁船の性能が高速化してきたことである。漁網、漁具等の装備が改良進歩したのに反して漁業をする事業者が増加した

人態



し、中共ライン、李ライン等の国際障壁や各県ごとの繰出し等にあると思料される。生活のために処罰を覚悟で禁止区域を侵犯し、あるいは遠く他県への進出が目立ち、これを護らんとする漁民との間に集団紛争事件が発生しており、これらは自衛行為の行き過ぎであり、暴行傷害、恐喝等の刑法犯罪が付随して行われており、由々しき問題であるから、管下出先機関を督励し又は本部から直接出かけて漁民の啓発指導につとめるとともに、水産関係当局とも緊密に連絡をとり根本的な対策を要請しつつある。

又、密漁中の悪質なものとして注目すべきものは機船底曳網漁船の禁止区域侵犯で、これ等は発見されれば直ちに網を捨てて逃走し、あらかじめ船名を隠ぺいし、停船信号を舞観するばかりでなくロープ、網等を流し巡視船の行動を妨害している。

最近は漁船の大半が無線設備を完備し、密漁船相互間に暗号を使用して巡視船の動静を通報しあつて検挙を免れんとしている。

次に危険の伴う不正密漁としてはマイトによるもののが未だその跡を絶たず、毎

年十一月——翌五月ごろまでアソ、サバの最盛期をねらつて対馬周辺に跳りよし、更に新らしい傾向として奄美大島漁民が沖縄における米軍工事場で入手したと思われるマイトを使用しての密漁が繰返されており、所轄廠原、名瀬保安部では取締を厳にしている。

(b) 海事関係法令違反

内容は漁船法、船舶職員法、船員法、船舶安全法、船舶法、小型船舶安全規則等の違反であつて、これらの違反は法定書類の不所持、船名、番号等の不掲示、届出の不履行、法定備品不備等の不作為が大半を占めていて、いわゆる微罪とも看做される軽微なものであり、各種機関に呼びかけて法令の勧行を指導しているが、再三の注意警告を無視する悪質なものに対しても、海事法令の勧行如何が海上交通と人命、財産の安全に至大な影響があるので、隨時特別取締を実施して事故の防止と法令勧行の確保につとめている。

(c) 刑法犯について

最も多いのが海上衝突事件による業務上艦船往来妨害及び過失致死傷罪で、これにつぐものがいい船中の窃盗事件及び密入国者の犯人藏匿等がある。衝突事件は発生時刻が大

体時間が多く、衝突事故に

ついて第三者の現認がなく、かつ、現場保全も困難で、殊に事故発生後の申告に時間的ズレがあり、逃走

加害船の捜査ないし検挙が極めて困難の実情にある。

(d) その他の事件について

沈没爆発物件不法揚にかかる運輸省令第四〇号違反、主として朝鮮人関係の外国人登録法違反、火薬類取締法違反等が相次らず発生している。

三、航路標識業務

海上保安庁発足当初（昭和二年五月）には夜標一二六、昼標七六、信号所八、計二一〇であったが、昭和三年二月一日現在夜標四三一、昼標七八、信号所一二、計五二一と飛躍的に増加されて居る。

このように我が国の航路標識も逐次整備されつつあるが、これを世界海運国に比較した場合、たとえばオランダが海岸線百浬に一〇〇基の夜標を点じてゐるのに對し我が國はわずか四基という貧弱な状態である。

◇福岡県庁における板付飛行場基地に関する陳情要旨

○ 板付基地移転促進協議会副会長 松木芳磨氏

協議会は市議会、商工会議所、九大、PTA連合会、婦人諸団体、市民団体（旧町会）等によつて構成され昭和三十年六月に結成したものであり、その目的

は第一に六十万市民の居住する

都市の軍事基地化に反対するものあり、軍事基地は戦争を予定したものであり、戦争となれば軍事基地は直ちに爆撃を受ける、大都市に軍事基地が存在することは脅威であり、これが移転のために強力な促進運動を行うのであり、第二に現実問題として市民は爆音のため生活、教育をおびやかされ飛行機事故による生命、財産の脅威にさらされているばかりでなく、現実に事故も起つて居る、これらの問題の的確な処理を要求することである。

協議会は福岡市会本のものであり、爆音問題を超越して軍事基地の存在そのものが子孫に至るまで重大な問題を残す。従つて米軍にしても自衛隊にしても軍事基地そのものに反対である。

又現在の特損法の立前からは、実際減収の場合のみしか補償は行われず減収を防ぐための生産費の増大に対する補償は考慮されていない。つまり収穫を皆無にして補償を貰えばよいというのが立前になつてゐるのであるが、この点は正せられたい。更に関係被害地域は約八十八町歩であるが、飛行機の発着対しても補償を考慮されたい。

八町歩であるが、飛行機の発着のための危険による減収に大しては補償を考慮されたい。

八町歩であるが、飛行機の発着

のための危険による減収に

と考へる。

八町歩であるが、飛行機の発着

険、爆音による障害、児童の勉学困難、數十回に及ぶ事故等々、限りない被害の現状である。然るに調達局の調査補償は遅々として進まず、放置されているといつても過言ではない、更に最近飛行基地の附帯施設、設置のための拡張計画がすこめられている様であるがこれでは基地周辺の住民は圧殺されるにも等しく、我々の生活と生命の安全のため、此度の拡張計画には断乎反対すると共に現在起りつある諸被害に対し完全なる補償を要求したい。

○ 板付基地移転促進協議会常任委員 楠崎弥之祐氏  
基地は人口密度の少いところに設置するのが筋ではないか、そうすれば学校の数も少いであろうから、その少數の学校を全なる鉄筋コンクリートの防音施設にすることの方法を取ればよい。ジエット音は三時間もきけば最早や人間の住む世界ではない、会話、ラヂオ聴取も不能であり空を見てうらまでは居ない。

○ 国鉄職員 松岡清一氏  
板付基地における米軍発砲事件について射撃された本人は怪しう重大問題であり相馬ヶ原事件とは性質が異なるから充分調査をされたい。これは米軍の日本人の人命軽視の一つのあらわれであると思われる。今後は米軍に

於て責任をもつて処置する方法をとられたい。

#### ◇ 築城基地関係の陳情要旨

○ 稲童本部落対策委員会関係者 築城航空基地並稲童射撃場設置以来米軍並に自衛隊が之を使用する事に依り稲童本部落に各種の被害が続出して居る。

(イ) 昭和三十一年十一月八日射撃場を隔る事約一〇〇〇メートルの位置稻童下部落の中央に機関の故障の為無人機墜落し家屋を大破した。

(ロ) 昭和三十一年七月十九日射撃場を隔る一、五〇〇メートルの位置稻童下部落の中央に機関の故障の為無人機墜落し住家を大破した。

(ハ) 昭和三十一年八月上旬稻童下部落西尾畑に機関の故障の為無人機墜落し農民粒々辛苦の結晶である「トマト」畑に大打撃を与えた。

(四) 昭和三十一年七月無人機発着場より離陸時不法にしてペリケードを飛出し安全区域内に於て農耕する者の頭上をかじ条件にて山林内に墜落し立木を倒伐する事実もある。

(イ) 国射撃標的機の後尾の針金が標的落下後家屋の瓦を相当数破損した。  
(ロ) 胚芽が激しい為病氣の恢復が進まない。  
(ハ) 泡声が激しい為乳牛は極度に搾乳量が減り鶏は産卵量が半減して居る。

(イ) 泡声の響の為硝子は割れ壁は振動し隙間を生じ瓦がずれて落下し破損する外雨漏りに依り家屋が老朽する。

(ロ) 泡声の響並に不意のジエット機の襲来に依り牛馬が驚き農耕が出来ないので農業生産量が減少し農民の生活を脅かす。

稻童本部落民は生活苦と戦いつつ毎日不安な日を送って居る。思ふに稻童射撃場は、稻童本部落の先祖が血と油で築いた土地で突に止むに止まれぬ事情で無理に之を提供させられたものである。若し夫れ今日の如き被害を土地を提供した當時に考えたならば稻童本部落民は決して之を提供しなかつたであらう。

以上申し述べた我々の苦衷を御贅察の上稻童本部落の被害の実態を速かに調査すると共に御当局の充分なる善処方をお願いします。

(ロ) 漁業関係者代表 駐留軍築城地区高射砲陣地実弾射撃演習は慙よ慙よ最高度に達し我々漁民の生活を麻痺状態に追いかんだ。惟うに昭和二十六年演習開始以来数々年に亘り言語に絶する危険と經濟圧迫を蒙り加えて昨年度(昭三十一年度)より本年度にかけては連日(土、日曜を除く)対空射撃(標的機)が実施され漁民は全く出漁不可能になつた。特に午前八時より午後五時迄の終日演習は漁船に依る漁労時間を皆無にし我々漁民の生活権を根底から覆がえす

ものである。此のままの推意に任せんか漁船の操業は勿論生命の危険をさえ感ずるのである。我々は斯の如き現状下で漁業に従事する事は勿論不可能で人命保全のため人道問題として責任当局者に善処を訴願するものである。殊に我々の生命線である漁場が右の如く荒らされては多額の資本資材を投じた漁業施設も損傷破壊を蒙り漁獲率は年々低下の一途をたどり著しく漁民を物心両面に直り苦しめ困惑している。

従つて以上の如き現状下では到底漁船の操業は勿論安んじて生活することも到底覚束ないとして、高射砲陣地の撤廃を一日も早く希求するものであります。が諸般の事情により現在の処困難と想料されますればこれに代る充分なる補償をされたい。

#### ◇ 宮崎県庁

一、新田原基地問題につき左の通り経過概要の説明と県当局の意見の表明があつた。

防衛庁においては宮崎県児湯郡新田村内旧陸軍飛行場跡に航空自衛隊第三操縦学校分校の設置を計画せられ現地測量を終り用地買収について当該地区の土地所有者等と買取価格の点等で交渉中であつたが、昨今ようやく解決の段階に到達しその経過概要並びに県の希望乃至意見は左記のとおりである。

○ 教育関係者 仲津校区は築城飛行場の裏側に當り飛行場の建設には用地の過半を提供し随分協力して來た  
一、経過概要  
年月日 記  
昭二、二二  
年月日 概  
（一）防衛庁中は航空自衛隊第三操縦学校分校設置の候補地を用地買収を行ふ旨新聞に報導された  
（二）県議会においては全員協議会あるいは総務警察課常任委員会を開き數度にわたりてこのことが協議せら認認の委

が何らの恩典も受けずかえつて先般來より稻童浜に於ける高射砲の破片問題がおこり世間の注意をひき土地は狭くなり浜は不規則な形状だつた人心の上に風紀の上にも悪影響を及ぼし学校に於ける児童、生徒等も毎日飛行機の試運転離着陸の爆音、上空飛行の爆音、急降下の爆音、震動等々の騒音で悩まされております、せめて可愛い児童生徒の授業場たる小学校並びに中学校の防音設備だけでも施していただきたい。

ゼット基地の現地調査を行つた。地元新田、富田、兩村でも村議会その他各種団体が福岡県板付及び築城両墓地の現地を調査した。

分校設置反対又は賛成の陳情書が県及び県議会に提出せられた。設置反対の陳情書を提出したものは日本社会民主党中央部連合会長他一八団体である。設置賛成の陳情書を提出したものの富田村商工会他三団体である。

防衛庁福岡建設部課長他二名現地調査のため来県された  
福岡建設部長現地調査のため来県された  
福岡建設部長現地測量のため来県された

防衛省、大谷装備部長他三名来県、分校の規模、用地買収の基準等を尋てつき現地で地主等と

用地買収の諸懸案について防衛庁係官と地主との間に數度にわたり交渉が行われた。その間要望事項について一部は承認されたが買収価格の点で現在まで協定するに至らず現地交渉は物分れとなり防衛本庁で交渉されることとなつた。現地で詰合われた最終価格は次のとおりである。

地目別		地主の希望する買上価格		防衛庁の示した買収格		村長の示した調停価格	
既耕地	反当	120,000	110,000	110,000	100,000	100,000	100,000
新開畠	ノ	—	—	—	—	—	—
宅地	坪當	六九	一一〇	一一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
採草地 (日滑) 等を含む	反當	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
		六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
		〇	〇	〇	〇	〇	〇

二、希望乃至意見

希望乃至意見

望が全面的に受け入れられる

ことを希望する、又このことについて県としても種々経費

の支出を必要とするのでよろしくお願ひしたい。

新田村議会に於てジエット分

## 決定した要望事項

### 道路について

現在の位置を変更せず既設道路を使用することとせら

2、西側付道左上原木盛泉は  
　　れたい。

西側林道は二原不動線に  
県道に編入せられたい。

なれば、本村道は上下新田を連繫する幹線道路にして

これが遮断せられることは  
村民の不便甚だしくよつて

現在の位置を変更せず危険  
区域は随道にてせらひこゝ。

3、県道西都三納代線は分校設置に伴い交通頻繁と予想

されるにつき改修せられた。

#### 4、飛行場周辺の左記橋梁を

永久橋に架替せられたい  
県道佐土原高鍋線 五反丸

橋、平伊倉橋、水神橋、

県道西都二納代線  
一丁目  
喬、  
喬、  
喬

村道佐土原木城線 月の輪

橋妻新線之湯地野道村

5、その他



に際して滑走路のすぐ近くを通ることは極めて危険である。そのため上新田に中学校の分校を是非設置されたい。

○ 上新田村、父兄委員 金丸辰

男氏

通学問題について子供の考え方と大人の考え方とは違う、大人は鉄条網でさくを譲れば子供は入らないと考えるが、登・下校の途中に子供は好奇心から鉄条網を越えぬとも限らぬし、又滑走路に入り込まぬとも限らない。かかる心配で父兄は終日子供のことを心配せねばならない、従つて飛行場が出来たら必ず上新田に中学の分校を作つてほしい。

○ 村会議員 丸尾光栄氏

反対派の人は村民の八割が反対しているというが、その後納得して賛成している者が多い、又、圧力によつて賛成する様になつた云々については絶対かかる事実はない。

○ 新田村、反対地主 大谷イマニ氏

最後まで新田原の土地は離さないという決心で吉田参議院議員に委任状を提出した。直接の話合いには応じない。新田原の五十七万坪がなくなると百姓の姿がどう変るかという事を賛成者は真剣に考えなければならぬ。新田原の甘しよだけでも年六十万貫の収穫があり一〇年もたてば基地買収の価格と同額になる。これらの点もよく考えなければならない。

昭和三十二年三月十四日印刷

昭和三十二年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局